

令和6年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月8日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第30号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）

議案第31号 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和5年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第36号 令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第23号 令和6年度塩尻市一般会計予算

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前 10 時 00 分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから市議会 3 月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は 18 名で、定足数を超えておりますので、直ちに会議を開きます。

それでは、審査に入ります前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 次に、委員会審査について申し上げます。当委員会に付託されました議案は、過日配付されました委員会付託案件表のとおりです。審査日程については、副委員長から御説明申し上げます。

○副委員長 当委員会の審査日程は本日 3 月 8 日及び 11 日から 13 日までの 4 日間とし、本日は議案第 30 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 12 号）から議案第 36 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 3 号）まで、及び議案第 23 号令和 6 年度塩尻市一般会計のうち、歳出の 1 款議会費及び 2 款総務費の審査を行います。なお、1 時間に 1 回程度の休憩を入れて審査を行いますので御了承ください。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、お配りしてあります進行予定表のとおり区切って審査を行います。簡潔明瞭な説明並びに一問一答方式による質疑及び答弁に御協力をお願いいたします。また、説明者の入退室は適時、自由に行っていただくということでお願いいたします。

議案第 30 号 令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 12 号）について

○委員長 それでは、議案第 30 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。この説明に当たっては、事務諸経費などの形式的な事業については説明を省略して構いませんので、簡潔な説明をお願いいたします。また、歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明をお願いいたします。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は歳出に併せて行いますので、歳入全般での説明及び質疑は一般財源のみということになります。あらかじめ御了承いただきたいと思います。

まず初めに、補正概要並びに 1 款議会費及び 2 款総務費の説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第 30 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 12 号）について、御説明申し上げます。お手元の別冊の補正予算書の 1 ページから御覧ください。まず、第 1 条を御覧いただきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 億 5,091 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 351 億 3,523 万 8,000 円とするものです。

内容につきましては歳出から御説明申し上げますので、52、53 ページをお開きください。今回の補正につきましては、その多くが決算見込みに伴う不足額の減額となります。以下、それぞれ同様の事由による補正科目につきましては説明を省略させていただき、増額補正及び特殊事情による減額補正について御説明を申し上げます。また、国庫支出金、市債など、各事業の決算見込みに伴いまして、歳出予算の財源のみの補正につきましても説明を省略させていただきます。御了承をお願いいたします。

それでは、以降、担当の課長から御説明を申し上げます。

○総務人事課長 それでは、歳出からになりますけれども、52 ページ以降の歳出全般のうち人件費につきましては、幾つかの科目で補正をお願いしております。人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私から、その内容について一括して御説明させていただきます。以降、担当課からの人件費関係の説明は、原則として省略させていただきたいので御了承いただきたいと思います。

人件費につきましては、年度末を見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、会計年度任用職員報酬等の補正をお願いするものです。一般職につきましては、全体で職員手当を 5,157 万 3,000 円増額しております。60 歳での退職 7 名分のほか、早期退職 1 名、普通退職 6 名を合わせまして 14 名の退職となることから、増額をお願いするものです。また、会計年度任用職員につきましては、選挙に伴う報酬、発掘調査関連の報酬など、合計 729 万 2,000 円を減額するものです。人件費全般の説明は以上となります。

続きまして、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の職員給与費 5,591 万円ですけれども、2 つ目の一般職手当におきまして、先ほど説明させていただきましたが、職員の退職の申出による退職手当が不足することから、増額補正をお願いするものです。私からは以上になります。

○財政課長 54、55 ページ、5 目財産管理費、説明欄 2 つ目の白丸、基金積立金につきましては、主だったものは上から 4 つ目の黒ボツ、森林環境保全基金元金積立金につきましては、宗賀財産区の廃止に伴う宗賀財産区繰入金 2,269 万 6,000 円を積み立てるものとなります。次の黒ボツ、スポーツ芸術文化夢基金元金積立金につきましては、現在、スポーツの振興に要する費用の財源とするとしてスポーツ夢基金を対象にしておりますけれども、新たに芸術文化の分野を加えまして、スポーツ並びに芸術文化双方の振興に要する費用の財源とするため、基金の名称をスポーツ夢基金からスポーツ芸術文化夢基金に変更することといたしまして、本定例会に議案第 5 号で提案いたしました基金条例の一部改正と併せて積立てを行うものです。財源につきましては、教育費寄附金 300 万円を積み立てるものとなります。一番下の黒ボツ、公共施設等整備基金元金積立金につきましては、同じく基金条例の一部改正により、教育文化施設整備基金、道路施設整備基金等の廃止と併せまして、それらを統合する趣旨で設置をいたします公共施設等整備基金に廃止する基金残高を積み立てるものとなります。私からは以上です。

○市民交流センター長 それでは、58、59 ページ、14 目市民交流センター費、説明欄 1 つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費の主な補正内容は、市民交流センターの大規模設備改修工事につきまして、令和 6 年度当初予算に計上を予定していましたものを、国の補正予算に対応して、前倒しで計上するものです。1 つ目の設計委託料につきましては、工事の財源に見込んでおります脱炭素化事業債の要件であります B E L S 認証、これは国土交通省所管の建築物省エネルギー性能表示制度を受ける経費でありまして、これにつきましては今年度中に執行をいたします。次の監理業務委託、工事請負費につきましては、大規模設備改修工事に要する費用です。市民交流センター市所有部分及び共用部分の照明の L E D 化、エアコンの高機能設備への更新、太陽光発電蓄電設備の設置を主な内容とする工事です。令和 6 年度に繰り越して工事を実施いたします。

これに伴う特定財源につきまして、歳入の項目で説明をいたします。30、31 ページ、15 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の説明欄 2 つ目の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が、対象工事分の補助率 2 分の 1 です。

続きまして、44、45 ページ、21 款 5 項 4 目 1 節総務費雑入の説明欄 13 番目のえんぱーく修繕負担金につきましては、えんぱーく管理組合からの区分所有者分の工事への負担金です。このうち大規模改修工事への負担金額

は1,556万8,000円です。

続きまして、48、49 ページ、22 款 1 項 1 目 1 節総務債の説明欄 3 つ目の防災・減災国土強靱化緊急対策事業債、その下の脱炭素化推進事業債をそれぞれ財源として見込むものです。私からの説明は以上です。

○市民課長 60、61 ページ、2 款総務費 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄、戸籍住民基本台帳事務諸経費の 1 つ目の黒ポツ、戸籍システム改修委託料 377 万 3,000 円は、令和 7 年度から通知及び戸籍に氏名の振り仮名を記載するに当たり、住基システムが保有する氏名の振り仮名の情報を戸籍システムへ連携し、戸籍に記載する振り仮名を市民に通知するための戸籍の附票システムの改修費用となります。このことにつきましては、国の補正により令和 5 年の予算措置ということで、繰越事業となりますのでよろしくお願いいたします。なお、対象費用につきましては、国から 10 分の 10 の補助金により対応いたします。私からは以上です。

○委員長 以上につきまして、委員の皆様、質疑がありましたら。

○中村努委員 55 ページの基金積立金です。積立金の財源が一般財源となっていますが、これは歳入でいくと、どこを見れば出てきますでしょうか。

○財政課長 基金の関係は基金繰入金、40、41 ページからでして、こちらに財源とする基金を繰り入れる形になっています。例えば 41 ページを御覧いただきますと、19 款繰入金の説明欄一番上の黒ポツ、教育文化施設整備基金繰入金、43 ページの上から 4 つ目、道路施設整備基金繰入金から土地開発基金繰入金、こちらをもちまして、新しく設置いたします公共施設等整備基金の財源とするものです。

○中村努委員 それを合計すると、5 億 5,800 万円になるということですか。

○財政課長 主なところを申し上げますと、もう一度、55 ページを御覧いただきまして、まず 5 億 5,000 万円余のうち、一番上につきましては、基金の運用利子になります。そのほか、4 つ目の黒ポツにつきましては、宗賀財産区の解散に伴う繰入れ等になりますので、主な歳入のところで申し上げたものにつきましては、一番下の黒ポツの公共施設等整備基金の元金の積立てのところを御説明させていただいたところですよ。

○中村努委員 この歳入のところの、寄付金の補正前、補正後で 6 億 6,000 万円とあるのですけれど、それと、この基金の積立金との関係というのは特になんかということですか。

○財政課長 41 ページの説明欄の教育費寄付金の 300 万円につきましては、新たに設置しますスポーツ芸術文化夢基金の財源となります。そのほかにつきましては、今回の基金の積立てには直接関与したものではありません。

○中村努委員 例年ですと、大体このくらいの規模のこの時期の補正予算は、財政調整基金に入るような気がしていたのですけれど、一番下の公共施設等整備基金になったという理解をしてもいいのですか。

○財政課長 係長からお答えします。

○財政係長 例年、基金積立金ですけれども、財政調整基金に関しましては、9 月議会に前年度の実質収支の 2 分の 1 を積み立てるもので、今回の 3 月補正では、例年、財政調整基金への積立てはありません。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 いいです。

○平間正治委員 今のところで、改めてになりますけれども、芸術文化を基金に加えた理由を教えてください。寄附を頂いた 300 万円というのは、スポーツ関係と芸術文化のためのものが両方混ざっているのかどうなのか、内訳をお願いします。

○財政課長 まずは、今御説明させていただいたとおり、寄付金 300 万円を財源とさせていただきます。寄附を

頂いた方からも、芸術文化の充実にという御意思もありまして、それを踏まえた基金の創設となります。基金の対象につきましては、委員おっしゃるとおりに、今までのスポーツ、主には普及振興に係る財源として、具体的には激励金の交付の財源としておりましたけれども、そちらに、新たにこの 300 万円を加えまして、スポーツ、芸術文化双方に激励金等を使いまして普及を推進するといった目的となります。

○平間正治委員 すみません、今、聞き取れなかったところがあつて。この 300 万円は、文化芸術のための寄附であつたということですか。混在ですか。

○財政課長 文化芸術の普及に、充実に活用していただきたいという御意思を持つての積立てです。

○平間正治委員 分かりました。それと、49 ページになりますけれども、市民交流センターの関係で、脱炭素化推進事業債の充当率と交付税措置はどうなっているのか。

○財政課長 脱炭素化推進事業債につきましては、充当率 90%。あとは、財政力指数によりまして、30%から 50%といった内容です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 お願いします。59 ページの市民交流センターのことですけれども、前回、この工事に併せて正面のウッドデッキ風のところの改修をお願いしたいことを言わせていただいたのですが、そういったこともこの中に含まれているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○市民交流センター長 含まれておりません。

○小松勝子委員 工事はお願いできないという形。含まれないですか。

○市民交流センター長 市民交流センターの新年度予算のところで、経常的な営繕修繕料を一定程度確保しております。その中で、施設全体の優先順位、修理の必要な優先順位をもちまして、例年、必要な営繕修繕工事を行っております。ウッドデッキの全面的な改修となりますと、別に予算の確保が必要ですがけれども、小破修繕につきましては、新年度予算で対応をしまいるといったことになります。

○小松勝子委員 分かりました。ありがとうございます。そのときに併せてお願いできたらなのですが、ブルーライトとかオレンジライト、いろいろなライトアップの場面があるのですが、そういったことに何か対応できるように。去年のブルーライトも一角だけだったので、もう少し、何かおしゃれにできるような対応もできるようなことを、来年度の中でもしお願いできたらいいかなということを思いましたので、よろしくお願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 先ほど平間委員からの質問もあつたのですが、スポーツ芸術文化基金。スポーツ夢基金と芸術のために使ってほしいという 300 万円が一緒になって基金をつくるということで、スポーツのための夢基金をということでお金を出してくれた人には説明してあるわけですか。

○財政課長 そのことにつきましては御配慮をいただいておりますので、私どもで、御寄附頂いた方には説明をさせていただきます。

○生涯学習部長 補足させていただきます。夢基金の原資を出していただいた方には、きちんと説明を申し上げまして、青少年のためであればということで御理解をいただいた上で 300 万円を追加して、芸術文化にも支出していくということで丁寧な説明をしまして、御理解をいただいております。

○牧野直樹委員 そこを一緒にしなければいけない理由というのがよく分からないのだけれど。スポーツはスポ

ーツでいいし、芸術は芸術でいいと思うのです。そこのところはどうか。皆さんがやりやすいようにしてしまっただけのことですか。そうすると、その人のため、例えば 300 万円、芸術に使ってほしい、スポーツに何百万円使ってほしいという、その人たちの意思というのは薄れてしまうでしょう。皆さんの仕事の関係上、一緒にしました。どこへ出たかというのは、その中で、明細でしっかり当然やられると思うのだけれど、何でも一緒になってしまうような気がするのです。私、何のために寄附したかと思うかと。お話をさせていただいて、御理解はいただいたと思うのだけれど、私は、寄附の基金というのはそういうものではないと思うのです。そのためにお金を出しているの、それはそれで尊重して、別々でいいと思う。一緒にする理由がよく分からない。別でも差し支えないのではないですか。

○財政課長 私たちも、今回積立てを行うことに伴って、対象をスポーツから芸術に広げるという中で、別々にすることも考えたところではありますが、今後、この基金を使った事業を推進していく中では、例えば 300 万円以降の積立てについては、財源、今のところ予定はありませんので、それぞれを合算した中で、スポーツ、芸術文化、それぞれ補完し合いながら事業を推進できたという思いがありまして、それぞれの御寄附を頂いた方に御理解をいただきながら、このような形を取ったというのが現状です。

○牧野直樹委員 これ以上言ってもいけないと思うのだけれど、何かおかしい。寄附自体の基本的なものがこっちの都合でやるというのは、私は納得しない。私がお金を出せば、それは違うと。私は、スポーツはスポーツだけにお金を出したので、芸術とは。この中身は、例えば何千万円あるか知らないけれど、その中で、いろいろなところに、芸術かスポーツかと流用していくわけでしょう。それは違うのではないかと思うけれども、これ以上言っても仕方ないので言わない。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 61 ページの戸籍システムの改修です。この予算と直接関係ないのですけれど、戸籍が全国統一で取れるようになって、3 月 1 日からスタートして、ニュースではシステムに不具合があって大変御迷惑をおかけしたみたいなニュースが流れていたのですけれど、うちの市では状況はいかがだったでしょうか。

○市民課長 3 月 1 日から広域交付が始まり、非常に市民の方が便利なるかと思ったのですが、システムの不具合で、塩尻市においても出ないというか、検索しても当たらない戸籍がある状態の中で、請求されている方に御理解をいただいて、今までありましてとおり、自分の本籍地のところに郵送で請求をしていただくということで、今のところ御理解をいただきながら、出るものについてはできるだけ出しながら、御理解いただきながら進めているところで、できるだけ早い国のシステム改修の完了を待っている状態です。なお、このことについてはホームページでも説明を追記しまして対応しているところです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。なければ、2 款総務費までの質疑を終了したいと思います、よろしいですか。

それでは、総務費までの質疑を終了いたします。

次に、3 款民生費の説明を求めます。

○福祉課長 それでは、64、65 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の最初の白丸から続けて 3 つ、ふれあいセンター洗馬、広丘、東部の運営費のうち、ふれあいセンター洗馬 87 万 6,000 円、広丘 47 万 5,000 円、東部 49 万 4,000 円のそれぞれ指定管理料の増額につきましては、指定管理の年度協定に基づく燃料費、電力料、電力使用料高騰分の指定管理料の増額補正をするものです。

続きまして、66、67 ページ、2 目障害者福祉費の最初の白丸、障害者福祉サービス事業の障害福祉サービス給付費 5,558 万 4,000 円の増額につきましては、障害福祉サービス給付費の利用者、利用件数の増加による不足分を補正するものです。主に、障がい者の就労に向けた訓練の場を提供する就労継続支援の利用者の増加、グループホームで生活する人が生活する共同生活援助の利用者の増加、重度の障がいがある人が自宅で暮らすために長時間にわたり身体介護、家事援助等を行うサービス、重度訪問介護の利用者数、利用時間の増加等が増えましたことによるものです。なお、この事業に係る費用につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担になっております。

次の白丸、地域生活支援事業のうち、障害者相談支援事業等委託料 145 万 9,000 円、過年度委託事業補償金 625 万 7,000 円の増額につきましては、2 月の議員全員協議会でも御報告させていただきました松本圏域内の 8 市村で実施している障害者相談支援事業委託について、消費税額相当額を受託者に支払いをするものであります。本年度の委託業務契約につきましては、変更契約により、過年度分につきましては、消費税分の修正申告に伴って生じる納税額相当額及び延滞税を補償金として受託法人に支払うものであります。

続きまして、4 目福祉医療費の白丸、福祉医療費給付金事業 3,500 万円の増額補正につきましては、乳幼児や児童の医療増加によるため、福祉医療費の増額を行うものになります。私からは以上です。

○長寿課長 続きまして、68、69 ページ、3 款 1 項 5 目介護保険事務費、説明欄の白丸、介護保険事業特別会計繰出金 2,794 万 2,000 円の減額につきましては、介護給付や地域支援事業などの介護保険事業に係る経費の法定割合による市の負担分を、事業決算見込みに伴い減額補正をするものです。主な減額としましては、介護給付費に対する繰出金になります。内容につきましては、介護保険事業特別会計で御説明をいたします。私からの説明は以上です。

○市民課長 続きまして、3 款 1 項 7 目国民健康保険総務費、説明欄 2 つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金は、低所得世帯の保険税軽減額などの確定によるものです。なお、保険税の軽減に対する繰出金に対しては、国と県がそれぞれ定率で負担する制度であることから、国と県の負担金についても、歳入でそれぞれ増額補正としております。

次の 8 目後期高齢者医療運営費、説明欄 1 つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合事務費負担金の確定によるものです。

2 つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者等への保険料軽減額の確定により、それぞれ減額するものです。

72、73 ページ、3 款民生費 4 項 1 目国民年金事務費は、事務費交付金の減額による財源の組み替え及び歳出決算見込みによる不用額の減額となります。私からは以上です。

○こども課長 68、69 ページ、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の説明欄、最初の白丸、児童福祉事務諸経費です。3 つ目の黒ポツ、前年度子ども子育て支援交付金返還金 575 万円余の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業の経費について、前年度概算交付された国庫補助の事業確定に伴う返還金を補正するものであります。

次の白丸、民間保育所支援事業、1 つ目の黒ポツ、認可外保育事業補助金 145 万円余の増額につきましては、在園児童数の増加などに伴い補正するものです。財源につきましては、子育て支援総合助成金で、補助率は県 2 分の 1 であります。その下の黒ポツ、子どものための教育・保育給付費負担金 2,912 万円余の増額につきましては

は、園児を受け入れました認定こども園、小規模保育事業所などに対する財政支援について、入園児童数の増加、補助単価の改定などに伴い補助するものであります。なお、財源は子どものための教育・保育給付交付金で、補助率は国2分の1、県4分の1であります。

続いてその下、2目児童運営費の説明欄の白丸、保育所運営費につきましては、3つ目の黒ポツ、市外保育所入所児童委託料58万円余の増額につきましては、里帰り出産等で、市内在住の園児が市外の保育所に入所した際に委託市町村に支払う委託料について、当該園児の増加に伴い増額するものであります。説明は以上です。

○委員長 3款民生費について質疑を行います。ありませんか。

○中村努委員 67ページの障害者福祉費の地域生活支援事業ですけど、障がい者の地域支援事業というのは、具体的にどういった内容になりますでしょうか。

○福祉課長 この前、議員全員協議会でもお話しさせていただいたのですが、障害者総合相談支援センターボイス等に委託するようなものについてが主なものになっております。

○中村努委員 障がいをお持ちの方を地域の中に受け入れるということに当たって、特に強度行動障害のある方について非常に苦慮されている場面があるのですが、そういった事業は、地域生活支援事業に入りますか。

○福祉課長 この事業には入っていません。

○中村努委員 何かほかに事業があるということですか。

○福祉課長 強度行動障害については別に予算が立ててありますので、そちらでやっております。

○中村努委員 分かりました。地域の方でも、どこへ相談していいものやら、いけないものやらという、結構悩んでいらっしゃる方がいるので、その辺の周知といいますか、そういったことをぜひお願いしたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。なければ、3款民生費の質疑を終了いたします。

続いて、4款衛生費から7款商工費までの説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、72、73ページ、次の4款衛生費1項1目保健衛生総務費になります。説明欄2つ目の白丸、未熟児養育医療給付事業、黒ポツ、未熟児養育医療給付金157万3,000円ですが、給付見込額が予算額を上回ったために増額をするものです。

次の2目予防費、説明欄、予防対策事務諸経費の一番下の黒ポツ、前年度感染症予防事業費等国庫補助金返還金331万2,000円ですが、事業費確定に伴います国庫補助金の返還金を補正するものです。説明は以上です。

○農林課長 続きまして、80、81ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の最初の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業23万1,000円の増額につきましては、昨年4月に市内全域で断続的に発生いたしました果樹、アスパラガスなどの凍霜害、また、5月15日の広丘、片丘、塩尻地区でのレタス等への降ひょう害の発生を受けまして、7月に両JAから要請書の提出があったことから、規格外農作物の有利販売に必要なオープン段ボールの資材購入経費、また、新たに必要となった予冷運送費といった販売経費を対象に、費用の2分の1ないしは4分の1を支援する緊急対策事業を実施したことに伴う、農家に対する補助金を補正するものです。なお、財源につきましては、県支出金の農作物等災害緊急対策事業補助金として、市負担額の2分の1の充当を予定しております。

続きまして、6目農地費の上から3つ目の白丸、ため池耐震化事業1,486万2,000円の増額につきましては、令和6年度から令和8年度にかけて、ため池堤体耐震調査を予定していた若宮、堤屋、十沢の国の交付金事業について、国の補正予算に伴い、設計委託料を前倒しで補正するものです。なお、財源につきましては、国庫補助

金の農業農村整備事業補助金として、10 分の 10 の充当を予定しております。私からは以上です。

○産業政策課長 それでは、補正予算書 82、83 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費のうち最初の白丸、企業立地促進事業の 2 つ目の黒ボツ、用地取得費 3,517 万 7,000 円につきましては、昨日の総務産業常任委員会で審議いただきました今泉南テクノヒルズ産業団地で、平成 16 年から市が用地を貸し付けて操業しております株式会社ランテックプランナーへの用地売却に伴い、土地の売却代金を財源としまして、塩尻市土地開発公社への支払残額に充てるものです。説明は以上となります。

○委員長 7 款商工費までの質疑を求めます。

○平間正治委員 73 ページ中ほどにあります未熟児養育医療給付事業が 150 万円余のプラスということなのですが、内容について御説明いただけますか。

○健康づくり課長 未熟児養育医療につきましては、生まれて出生体重が 2,000 グラム以下の子どもで、例えば生活力が特に薄弱であったりして、運動不安ですとかけいれんがある方、あるいは呼吸器系にチアノーゼ等の特徴がある方等に対しまして、入院に係る医療費を負担するものです。

○平間正治委員 事業の内容ではなくて、150 万円増えているので、人数が増えたとか、日数が増えたとか、そういう中身の理由を。

○健康づくり課長 大変失礼しました。当初、前年並みの給付対象者 17 名程度を見込んでいたのですが、実際に今年度、今現在で 21 名の対象の申請がありまして、そういった関係で補助金が増えているということです。

○平間正治委員 何とも言いにくいということだと思うのですが、例年だと、予算見積りした 17 名前前で推移をしてきたという理解でよろしいですか。それが、今年度の場合は人数が増えたということでよろしいのでしょうか。

○健康づくり課長 こちらにつきましては、年度によってかなり増減がありまして、例えば、多いときですと 23 件であったり、少ないときだと 12 件とかということで、過去の平均的な値を参考にして予算計上をさせていただいております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 73 ページの予防対策のところなのですが、HPV ワクチン、キャッチアップ接種のことかと思うのですが、令和 5 年度の予算のところでは 59 万 4,000 円の予算で、それに対して、今回 44 万円返す形になるのかと思うのですが、これは対象者の接種率が少なかったということになるのでしょうか。

○健康づくり課長 キャッチアップ対象者が約 1,630 人いる中で、実際に接種をした方が 153 名ということで、かなり見込みよりも少ないという状況でありました。

○小松勝子委員 分かりました。また来年度はやっていくという形ですか。

○健康づくり課長 来年度も継続して実施をいたします。

○小松勝子委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。なければ、7 款商工費までの質疑を終了いたします。

ここで 10 分間ほど、休憩を取りたいと思います。11 時ちょうどから再開をいたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

○委員長 それでは、再開をしたいと思います。

次に、8款土木費から10款教育費までの説明を求めます。

○建設課長 それでは、84 ページからの8款土木費をお願いいたします。84 ページ、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費144万3,000円ですが、県が事業主体となって進めております急傾斜地崩壊対策に係る事業費の増額に伴い、市の負担金の増額補正をお願いするものです。本年度は奈良井区と塩尻町の2か所で、土砂崩れ等の災害を未然に防止するため急傾斜地崩壊対策事業を進めてもらっておりますけれども、県は、国の経済対策の補正予算に合わせて事業費を増額し、事業促進を図ることとしております。これに合わせまして、市の負担金、全体事業費の5%分に相当いたしますが、こちらの増額をお願いするものです。

続きまして、2項道路橋梁費2目道路維持費、白丸、除雪対策事業9,989万円につきましては、例年、除雪及び凍結防止剤散布作業の予算につきましては、実績に合わせて増額補正をお願いしているところです。本年度も同様に、年明け以降の凍結防止剤散布作業や2月5日に降りました雪の除雪作業に要した経費及び塩カルなどの凍結防止剤の材料の購入費を増額させていただくものです。なお、今回増額をお願いしています9,989万円につきましては、2月中旬までの除雪実績と、それ以降については、ここ数年の実績を想定する中で算定した額であるため、その後降りました2月25日、3月1日、3月6日分の除雪費等は含まれておりませんので、不足分については、改めて議会最終日に追加議案として増額補正をお願いする予定でおります。私からは以上となります。

○都市計画課長 続きまして、86、87 ページ、4項都市計画費8目輸送対策費、白丸、輸送対策事業1,247万円の増額につきましては、地域振興バスすつてぶくん及びのるーと塩尻の運行に係る運行委託料を増額補正するものです。増額理由につきましては、運賃収入及び国の補助金額の減と車両運行に係る人件費の増、運行距離増加に伴います燃料使用量の増及び燃料単価の高騰に伴うものです。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、88、89 ページ、10款教育費1項教育総務費3目事務局費の上から3つ目の白丸、奨学資金貸与事業の育英基金元金積立金233万円余、大野田育英基金元金積立金2,334万円の増額につきましては、奨学生への奨学資金貸付金について、繰上げ償還及び滞納繰越分の収入を元金積立金としてそれぞれの基金に積み立てるものです。私からは以上です。

○教育総務課担当課長 次に、90、91 ページ、2項小学校費1目学校管理費の説明欄の2つ目の白丸、小学校トイレ改修事業5,227万7,000円の増額につきましては、老朽化している片丘小学校のトイレについて、国の補正予算に伴い国交付金の採択内示を受けたため、予算を前倒しし、トイレ環境を向上するための便器の洋式化や照明器具のLED化等の改修工事費及び工事監理業務委託料等です。財源につきましては、学校施設環境改善交付金で補助率は3分の1、また、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債になります。

続きまして、次の白丸、小学校防災機能強化事業3,677万3,000円の増額につきましては、老朽化しております洗馬小学校の受水槽について、同じく国の補正予算に伴い、予算を前倒しし、受水槽を耐震性のあるものに更新するための工事費及び工事監理委託料等です。財源につきましては、同じく学校施設環境改善交付金及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業債になります。私からは以上になります。

○社会教育スポーツ課長 続きまして、92、93 ページ、5項社会教育費1目社会教育総務費、1つ目の白丸、文化会館運営事業の増額につきましては、物価高騰等に伴いまして、特に電力使用料が不足するため、基本協定に基づきまして指定管理料の増額をお願いするものです。

96、97 ページ、6項保健体育費1目保健体育総務費、3つ目の白丸、塩尻トレーニングプラザ運営事業につき

ましても、先ほどと同様、物価高騰等に伴いまして、指定管理料の増額をお願いするものです。

その下、2目体育施設費、2つ目の白丸、総合体育館運営事業、4つ目の黒ポツ、会場利用料につきましては、総合体育館を行政がイベント等で使用した分を一括精算により支払うものです。その下の黒ポツ、総合体育館運営事業継続支援金につきましては、コロナ感染が5類相当になる以前に中止となった大会の支払い済みの利用料を還付したことに伴いまして、相当額を支援するものとなります。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、10款までの質疑を行います。ありませんか。

○小松勝子委員 お願いします。85ページの除雪時のことですけれども、大雪のとき、道路が通行止めになってしまうのですが、そういった判断はどこがされて、どのような方法でそれが伝達されてくるのでしょうか。

○建設課長 大雪の際の通行止めに関しましては、それぞれの道路管理者が決めて実施しております。高速道路であればNEXCO、国道であれば国、県道であれば県ということで、大体近年の傾向でいきますと、まず高速道路を止めて、その後、国道が止まるというような状況です。国道ですとか高速については、かなり広域に止まる形になるので、市も情報を頂きながら、常に情報共有をしながら、大規模な通行止めは実施されているところ です。

○小松勝子委員 ありがとうございます。2月の大雪のときに、小学校のスクールバスが下校時間を早めて、早めに出たのですけれども、出た直後に道路が通行止めになってしまって、スクールバスが道路を通れなくなって学校へ戻ってきた。そこから学校側で、保護者の方へお迎えの連絡を取っていただく形になったということで、3時に下校したのですが、最後に帰った子どもは7時を過ぎたという事例があったということを知ったのですけれども、こういったときは、どのような対応をしていただけるのが一番いいのか教えていただきたいと思います。今後、またそういったことがあるかもしれないので。

○建設課長 スクールバスの関係は、なかなか私どもで全て把握できていないところもあるのですけれども、まず道路管理者として、その通行止めになる予測ができる場合とか情報が入った場合には、市としても、まず市民の皆様、それと関係機関に、何時から通行止めになるということを、情報発信をとにかく早めて広く皆様に伝えるようにすることで、その後の対応、それぞれの御家庭との対応も、事前に予測できる対応を取っていただけたらと思いますし、教育関係の部分では、その情報を基に、その先のお子様のお送りとか、そういったところも検討していただきたいと思うところです。道路管理者としての回答になってしまいますが、そんなことでよろしくお願いします。

○小松勝子委員 では、学校側への連絡等になるのかもしれないですけれども、早めに電話なりメールなりで、1回で済むことかと思いますので、何か対応を決めておいていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 質問はよろしいですか。それでは、ほかにありますか。

○小口直実委員 91ページ、小学校のトイレの改修事業のことですけれども、片丘小学校ということでありました。以前、西小学校のトイレの改修の際に、全部洋式化にするのですかという質問をしたのですけれども、そして、1つだけ和式を造らなければいけないと。それはどうしてかという、児童が必要だからということでありましたけれども、今回は全部洋式ということでありますでしょうか。

○教育総務課担当課長 子どもたちがよく使う普通教室棟のほうについては、全て洋式化になります。ただ、やはり学校側からの要望がありまして、特別教室、管理教室棟のほうは、各校1つずつ和式を残すという形になっ

ております。

○小口直実委員 それぞれその子どもたちの状況を見ながら造ったということで分かりました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 85 ページの小坂田公園の再整備の関係ですけれど、当初予算と比較して大分減額の割合が多いのですけれど、どういった事情だったのでしょうか。

○都市計画課長 こちらにつきましては、国に要望している予算の内示割れがありまして、その分についての減額という形になっています。

○中村努委員 それは計画したものが通らなかったということですか。

○都市計画課長 そういう形になります。今年予定をしておりました事業費を、それに見合う補助金を申請したのですけれども、内示割れといいますか、100%つかなかったという状況の中で、今年は補助金がついた部分のみ執行させていただいて、つかなかった部分に相当する事業費についてを減額させていただいているという形になります。

○中村努委員 それは再整備の内容でどの部分に当たって、今後どうしていくのかについて教えてください。

○都市計画課長 今回、内示割れで先送りになった分につきましては、室内アスレチック棟の一部の工事と西側の部分のバーベキュー広場ですとか、トイレの改修の部分に係る経費についてを先送りさせていただいて、今年の予算内で残りの部分を執行していくという状況になります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。よろしいでしょうか。なければ、10 款教育費までの質疑を終了いたします。

次に、歳入等の説明を求めます。

○税務課長 私からは、歳入のうち市税について御説明申し上げます。資料 18、19 ページ、1 款市税につきましては、調定見込み額と徴収見込み率から決算見込み額を算出いたしまして、予算減額との差額を補正するものですが、主な税目について御説明申し上げます。

まず、1 項 1 目個人市民税につきましては、1 億 1,600 万円を増額補正するものです。増額の理由につきましては、令和 4 年中の賃金の上昇により、給与所得が増額となったことによるものです。

2 項 1 目固定資産税につきましては、家屋の新築増や企業の堅調な設備投資などにより償却資産が増加したことにより、700 万円を増額補正するものです。

3 項軽自動車税につきましては、1 目環境性能割と 2 目種別割で合わせて 1,010 万円を増額補正するものです。増額の理由は、近年軽自動車への需要の高まりにより、購買台数が増えたことによるものです。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、20、21 ページ、2 款以降の一般財源について御説明を申し上げます。2 款地方譲与税から 22、23 ページの 10 款地方特例交付金までにつきましては、いずれも額の確定及び決算見込みに伴う増減となっております。

24、25 ページ、11 款地方交付税の普通交付税 1 億 5,927 万 3,000 円を増額につきましては、国の令和 5 年度補正予算第 1 号による地方交付税の総額の増額に伴いまして、普通交付税の再算定が行われたことを受けまして増

額とするものです。

40、41 ページ、17 款 2 項 1 目不動産売払収入のうち説明欄、市有地売却収入につきましては、今泉南テクノヒルズ産業団地及び広丘野村の旧職員住宅の売却等により増額とするものです。その下、市有林立木等売払収入につきましては、木材販売額の決算見込みによるものとなります。

次の 2 目物品売払収入につきましては、使用されなくなりました消防積載車などの公官庁オークションでの売却収入の決算見込みによるものとなります。

同じページの下の段、19 款 2 項 1 目基金繰入金につきましては、歳出で御説明させていただきました基金積立金に係る繰入れ及び決算見込みによる減額補正が主なものとなります。歳入の一般財源についての説明は以上とさせていただきます。

次に、7 ページの第 2 表繰越明許費につきましては、国の補正予算に対応して令和 6 年度から前倒しで行って事業計上するもののほか、事業の進捗に伴いまして、記載の 16 事業につきまして、翌年の令和 6 年度に繰り越すものとなります。

続いて、8 ページから 14 ページにわたりますが、こちら第 3 表地方債補正となります。8 ページから 13 ページまでにつきましては、事業費の確定等に伴いまして、市債の限度額を変更するものとなります。14 ページにつきましては、国の補正予算に対応して実施する事業の地方債を新たに追加するものとなります。私からの説明は以上です。

○委員長 歳入について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、歳入等の質疑を終了いたします。ここまでの議案 30 号全体について自由討論を行います。ありましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 30 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 30 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 12 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 31 号 令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○委員長 議案第 31 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 議案第 31 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。補正予算書、別冊となっておりますが、1 ページをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 8,200 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 66 億 3,096 万 9,000 円とするものです。

歳入から御説明いたします。7、8ページ、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少などによる決算を見込み、3,500万円の減額とするものです。

3款1項1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増額補正に伴い、歳出同額の8,200万円を増額するものです。

5款1項1目一般会計繰入金は、低所得世帯の保険税軽減に係る1節及び2節の保険基盤安定繰入金の確定のほか、本年1月1日から創設された産前産後保険税の免除に伴う繰入金など、総額で766万4,000円を増額するものです。

次の2項1目基金繰入金は、特別会計の不足財源として繰り入れる財政調整基金繰入金を2,728万3,000円増額するものです。

9、10ページ、8款1項2目災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る東京電力福島第1原子力発電所事故の被災者が国民健康保険に加入したことに関して、国の基準に基づき、保険税及び一部負担金の減免を行ったため、減免額に対する国の財政支援分2万9,000円を新たに計上するものです。

次に、3目社会保障・税番号システム整備費等補助金は、マイナンバーカードの保険証利用に係る周知リーフレットの作成経費に対する国からの補助金2万8,000円を新たに計上するものです。

次に、歳出を説明いたします。11、12ページ、1款総務費は、歳入で説明しましたリーフレット作成に対する国の補助金分を財源補正するものとなります。

2款保険給付費は、12月診療分までの執行状況を踏まえ、予算の不足が見込まれることから、1項1目一般被保険者療養給付費を5,500万円、2項1目一般被保険者高額療養費を2,700万円増額補正するものです。

7款1項6目その他償還金は、前年度の実績額確定に伴い、社会保障・税番号システム整備費等補助金について4,000円を国に返還するものです。説明は以上となります。

○委員長 質疑を行います。ありませんか。なければ、質疑を終了いたしますがよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第31号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第31号令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第32号令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第32号令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説

明をいたします。議案の別冊資料 1 ページ御覧ください。第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,066 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 5,214 万 2,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書について、初めに歳出を御説明させていただきます。15、16 ページ、1 款 1 項 1 目一般管理費の説明欄 1 つ目の白丸、介護保険事務諸経費、いきいき長寿計画策定委託料は事業決定のため、また、2 つ目の白丸の介護人材確保促進事業につきましては、事業に対する補助申請が予定を下回ったため減額となります。

次に、2 款保険給付費につきましては、決算見込みによる補正になります。1 項介護サービス等諸費は要介護認定者が利用をするサービスとなっておりますけれども、こちらの 1 目の居宅介護サービスと 3 目の施設サービスの利用は減っております。また、2 目の地域密着型サービスの利用は増加しておりますけれども、給付費につきましては、当初予算の額を下回ったため減額ということになります。

続いて、17、18 ページ、2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者が利用するサービスになります。こちらは認定者が増えて、前年と比べて、介護予防サービス、サービス計画給付費の件数は増加しておりますけれども、給付費自体は当初予算額を下回ったため、減額となります。

続いて、3 款 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業につきましては、要支援認定者、事業対象者の増加によりまして、通所型サービス利用とケアマネジメント件数が増加しておりますので、予算の不足が見込まれるということで増額をしたいものです。

3 款 1 項 2 目一般介護予防事業費から次のページ 6 款 1 項 1 目介護保険支払準備基金積立金につきましては、事業の決算見込みに伴う減額補正になります。

続いて、歳入を御説明します。7、8 ページ、3 款 1 項 1 目介護給付費負担金から次のページの 5 款 2 項 2 目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金につきましては、国、県、支払基金からのそれぞれの事業に対する交付金になります。

また、次のページ 6 款 1 項 1 目介護給付費繰入金から 5 目その他一般会計繰入金は、国、県、支払基金から法定割合による負担額を除いた市負担分の一般会計繰入金になります。

続いて、13、14 ページになりますが、8 款諸収入から 10 款財産収入まで、こちら全ての項目につきましては、事業の決算見込みに伴う増額または減額の補正になります。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。なければ、質疑を終了いたしますがよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 32 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 32 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 33 号 令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長 続いて、議案第 33 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第 33 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。補正予算書の 1 ページからお願いします。第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 294 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,705 万 3,000 円とするものです。榑川診療所事業特別会計決算見込みに伴いまして、必要な補正をするものです。

最初に歳出から説明いたします。補正予算出書 11、12 ページ、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の説明欄白丸、一般管理事務費は、不用額を減額するものです。

2 款医業費 1 項 1 目医業事業費の説明欄の白丸、医業事業事務費ですが、こちらも不用額を減額するものです。黒ポツの診療業務委託料につきましては、委託料の中の医療消耗品ですとか医療材料費、検査費等の経費につきまして、実費により精算をしまして、その結果、減額となったものです。

続いて、歳入になります。7、8 ページ、1 款診療収入 1 項外来収入ですが、各診療収入の決算見込みにより増額の補正をするものです。

5 目その他診療収入につきましては、82 万 9,000 円の増額となっていますが、新型コロナウイルスワクチンの接種、それから高齢者のインフルエンザワクチンの接種によるものです。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目手数料ですが、決算見込みにより減額補正をするものです。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、黒ポツの一般会計繰入金ですが、一般管理事務費ですとか医業事業費等歳出の減額、それから診療収入等歳入の増額によりまして、収支差額分が減少となったために繰入金を減額するものです。

9、10 ページ、4 款諸収入 1 項 1 目雑入、黒ポツのオンライン資格確認導入補助金 40 万 1,000 円ですが、こちら前年度に設置いたしましたオンライン資格確認システムに係る補助金が確定をしたために、今回、補正予算計上をしたものです。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。

○中村努委員 歳入の 10 ページのオンライン資格確認導入補助金、これは具体的にどういうものか説明してください。

○健康づくり課長 マイナンバーを使って保険の資格確認等をするシステムです。電子カルテと連動した形の仕組みとなっております。

○中村努委員 マイナンバーカードの資格確認のためのということですね。了解です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 33 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 33 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 34 号 令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 続いて、議案第 34 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 議案第 34 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 241 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 9 億 2,040 万 7,000 円とするものです。

歳入から説明いたします。7、8 ページ、1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより、年金からの天引きによる 1 目特別徴収保険料の現年度分を 1,250 万円の減額、2 目普通徴収保険料を 1,660 万円増額するものです。

3 款 1 項一般会計繰入金 2 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の確定に伴い、651 万 6,000 円を減額するものです。

次に、歳出を説明いたします。9、10 ページ、2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、歳入の保険料収入及び保険基盤安定繰入金の補正額に連動し、長野県後期高齢者医療広域連合への納付金の総額を 241 万 6,000 円減額するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 34 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 34 号令和 5 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 35 号 令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○委員長 続いて、議案第 35 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第 35 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 4 号）についてお願いします。第 2 条収益的収支について、支出、水道事業費用を補正予定額 435 万円増額し、16 億 4,059 万 6,000 円とす

るものです。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を補正予算額 435 万円増額し、1 億 4,520 万 3,000 円とするものです。

続きまして、9 ページの説明明細書を御覧ください。支出、1 款 1 項 4 目業務費及び 5 目総係費におきまして、人件費のうち退職給付引当金繰入額について、それぞれ人事異動等による増額分を補正するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。なければ、質疑を終了しますがよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第 35 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 35 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 36 号 令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○委員長 続いて、議案第 36 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊、議案第 36 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 3 号）で説明します。1 ページ、第 3 条収益的支出予算額で、第 1 款下水道事業費用を、補正予算額 46 万 2,000 円増額し、26 億 6,816 万 9,000 円とするものです。

第 4 条資本的収入の予算額で、第 1 款資本的収入を補正予算額 666 万 2,000 円増額し、10 億 5,904 万 8,000 円とし、資本的支出の予算額で、第 1 款資本的支出を補正予算額 1,332 万 4,000 円増額し、21 億 1,216 万円とするものです。なお、この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第 3 条本文のとおり、それぞれ補填する額を補正します。

11 ページをお願いします。今回の補正は、水道事業会計と同様に、収益的支出については退職給付引当金繰入額の増額です。

12、13 ページをお願いします。資本的収入及び支出については、国庫補助金の追加内示を受け、農業集落排水統合事業の工事費として、建設工事費とこれらの事業の財源となる国庫補助金の補正です。今回の補正は令和 6 年度予定分の前倒しとなるため、令和 6 年度予算は、今回補正分を減額したものを議案として提出しております。説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論と併せて議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 36 号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 36 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

若干時間が早いですが、昼食休憩にしたいと思います。午後は 1 時 10 分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○委員長 それでは、時間になりました。

議案第 23 号 令和 6 年度塩尻市一般会計予算

○委員長 議案第 23 号令和 6 年度塩尻市一般会計予算を議題といたします。この審査に入ります前に、参考として、令和 6 年度予算案概要について先に説明を受けたいと思います。

○財政課長 それでは、議案第 23 号令和 6 年度塩尻市一般会計予算について御説明を申し上げます。予算の各項目の説明に先立ちまして、予算の全体概要を説明させていただきます。お手元にこういった表紙のカラー刷りの概要を御用意ください。なお、この後、各事業の説明が控えておりますので、私からはポイントのみの説明となりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、表紙を御覧いただきまして、表紙の予算案概要の下に記載ありますとおり、一般会計予算規模につきましては 311 億円ということで、令和 4 年度 312 億円に次ぐ過去 2 番目の規模となっております。

見開き 1、2 ページを御覧ください。こちら紫の白抜きで 1・2・3 ということでタイトルに区分しまして、ポイントをまとめたものとなります。タイトル行にありますとおり、311 億円、対前年度比ですと 5 億円増といった状況です。タイトルの下に記載がありますが、令和 6 年につきましては、地域の未来への投資戦略として位置づけられた第六次塩尻市総合計画の初年度となる重要な年といたしまして、また、市長マニフェストによる新施策への挑戦を踏まえて、新たな市政への歩みを進めるとともに、物価高騰対策、デジタルトランスフォーメーション推進、ゼロカーボン推進などの重要課題に対して、国の経済対策に伴う交付金などを積極的に活用し、重点配分した予算としております。

四角の 1 につきましては、新たな総合計画に基づく主な事業といたしまして、第六次総合計画の第 1 期中期戦略の基本戦略 A・B・C にひもづく主な事業を掲載しております。内容につきましては省略させていただきますが、各項目の新につきましては新たな新規事業、星マークにつきましては市長の主要マニフェスト事業となっております。2 ページの四角 2 につきましては、原油高・物価高騰に対応した事業ですし、四角の 3 につきましては

は、ゼロカーボンシティの実現に向けた主な事業となっております。

3、4ページを御覧ください。3ページのタイトルは令和6年度予算案の概要といたしまして、1につきましては国の地方財政対策の状況等ということで、ポイントといたしましては（2）にあります。3行目から4行目にかけてです。地方交付税総額につきましては、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保するとされております。

大きな2番、予算編成に係る基本的な考え方ということで、こちらにつきましては予算編成の柱といたしまして、赤字の部分ですが、新たな総合計画に基づく施策及び市長マニフェストの推進、原油価格・物価高騰への対応、DXの推進、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進、公共施設の長寿命化の計画的な推進及び財源の確保ということで、6つの柱を予算編成の柱とさせていただいております。

4ページから5ページにかけましては、第六次総合計画の第1期中期戦略の施策体系基本戦略AからCの戦略分野別の行政評価対象事業の掲載となっておりますので、御覧いただければと思います。

6ページを御覧ください。3の予算規模等といたしまして、2行目からですが、今予算につきましては国の経済対策に対応し、令和5年度一般会計補正予算（第12号）に前倒しをいたしました事業を含めると、13か月予算となりまして、約325億円の規模となっております。（1）の令和6年度予算規模といたしまして、そちらの表、会計名、一般会計から特別会計、公営企業会計までも含めると、太枠の囲みの合計欄ですが、534億4,300万円余ということで、対令和5年度比ですと17億7,000万円余の増となっております。（2）につきましては、国の補正予算を活用するためといたしまして、令和5年度に前倒しをいたしました事業ということで、ソフト事業1、ハード事業5の計6事業となっております。

7ページを御覧ください。4の予算規模・基金残高・起債残高の推移です。（1）の予算規模につきましては、これまでお話ししたところと重複いたしますので省略させていただきます。（2）につきましては、基金残高となります。グラフを御覧いただきまして、令和5年度末の残高見込みと比べますと、14.1億円の減となっております。主な要因といたしましては、そちらに記載がありますが、財政調整基金の取崩しが9億円ということで、令和5年度対比では1億円増といった状況です。（3）地方債残高につきましては、令和5年度末見込みからはマイナス8.7億円といった状況です。こちらにつきましては、要因といたしまして、国の地方財政対策によるところですけれども、地方税等の増収に伴いまして、臨時財政対策債発行可能額の減となっているところが主な要因となっております。ただし、グラフを見ていただきますと、臨時財政対策債マイナス10.4億円に対しましては、そのほかといたしましてはプラス1.7億円といった状況です。

続きまして、8ページを御覧ください。一般会計予算見積状況ということで、まずは歳入からとなります。主なところを申し上げますと、市税につきましては次のページで詳細をお話しさせていただきますが、2億2,100万円余の増といった状況です。11款地方交付税につきましては、市税の収入増を見込む反面、仕組み上、地方交付税につきましてはマイナス7億円と見込んでいる状況です。14款使用料及び手数料につきましては、保育料の無償化等の影響がありまして、減といった状況です。15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、扶助費等の増に伴いまして、増額となっている状況です。19款繰入金につきましては、基金の繰入れ増によるものが、影響としては大きなものとなっております。

9ページを御覧ください。こちらは税目、市税の状況となります。市民税につきましては、個人所得の伸び等を含みまして、御覧のとおり1億300万円余の増と見込んでおります。固定資産税につきましても、評価替えを

反映して増といった状況です。合計いたしますと、一番下の合計欄ですが、令和5年度と比較いたしますと、2億2,100万円余増と見込んでいる状況です。

10ページから歳出になりますが、こちらは目的別となっておりますので、11ページ、性質別で御説明させていただければと思います。こちら上から義務的経費といたしまして、主なところでいきますと人件費。こちらは令和5年の人事院勧告を受けた給与改定ですとか、会計年度任用職員への勤勉手当の給付等を反映した伸びとなっております。扶助費につきましても、児童手当の対象年齢の拡大ですとか、障害福祉サービスの給付費の増を見込んでおりまして、御覧の伸び率となっております。

次の投資的経費につきましては、全体といたしましては伸び率マイナス2.1%ということで、こちらは投資的経費の中の災害復旧事業費につきましては、市道高ボッチ線の復旧工事の終了に伴う影響がありますが、普通建設事業費につきましては、プラス14.2%といった状況で伸びております。

12ページからにつきましては、第六次塩尻市総合計画の施策体系別予算の概要となっております。こちらにつきましては、基本戦略A・B・C、戦略分野ですとか施策ごと、枝番で表示しておりますけれども、それごとの事業になっております。こちらにつきましては、各事業担当課で後ほど説明させていただきますので省略させていただきます。

36、37ページにかけましては、主なハード事業となっております。赤枠の新規事業につきましては7事業、こちらに掲載させていただいております。37ページにかけましては、令和5年度へ前倒しをいたしました事業を含めまして掲載をしている主なハード事業となっております。私からの概要説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。令和6年度予算案概要の説明を受けたわけではありますが、個別の事業等に関する質疑は審査の中でお聞きするというところでお願いします。

それ以外について、委員の皆さんから何かこの件について御質問があればお願いします。なければ、個々に事項別明細を受けた後、その都度ということにさせていただいてよろしいですか。そのようにさせていただきます。

それでは、議案第23号の審査に入りますが、説明に当たりましては、事務諸経費などの形式的な事業については説明を省略して構いませんので、簡潔な説明をお願いいたします。また、歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明をしてください。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は、歳出に合わせて行うという原則でお願いします。歳入全般での説明及び質疑は一般財源のみということでお願いいたします。あらかじめ御了承ください。

初めに、人件費及び1款議会費から2款1項7目情報開発費までを御説明をお願いいたします。

○総務人事課長 78ページ以降の歳出の人件費の説明につきましては、先に説明をさせていただきます。人件費につきましては、令和5年度の補正予算の中でも説明させていただきましたけれども、各課共通ですので、当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、会計年度任用職員につきましては会計年度任用職員の報酬、会計年度任用職員手当などとして計上しております。

一般職について申し上げますけれども、職員数につきましては、定年延長制度が始まったこともありまして、前年比で2名の増となっております。給料につきましては、人事院勧告に伴いまして、給料月額を引き上げたほか、平均年齢上昇に伴う給料額の増額等によりまして1億1,500万円余の増額。職員手当につきましても、勤勉手当が人事院勧告に伴うもの。その他退職手当ですけれども、令和6年度では、61歳での定年退職者に加えまし

て、令和6年度末で60歳を迎えます職員の退職者分を加えまして、令和5年度より大幅な増加が見込まれることから、1億7,100万円余の増額となっております。

会計年度任用職員につきましては、人事ヒアリングの中で、定年延長者ですとか再任用職員の配置を検討したほか、選挙事務関連の職員を削減したことによりまして、前年度当初と比べ59人の減としております。それに伴いまして、報酬全体としては9,400万円余の減額としておりますけれども、新たに勤勉手当を支給することに伴いまして7,800万円余の増額をし、全体としては1,500万円余の減額となっております。人件費につきましては、私からの説明は以上です。

○委員長 委員長から、先ほど申し上げるべきでしたが、議会運営委員会等で確認事項になっておりますが、この本審査より一般会計の各款ごとに自由討論を行うということになっておりますので、各款が終わったごとにそれを求めますので、ぜひ活発な御意見を出していただくということであらかじめ御留意をいただきたいと思えます。その場面を積極的に活用いただくということですので、あらかじめそのところを頭に入れておいてお聞きいただけたらと思います。

○議会事務局次長 それでは、歳出、1款議会費から御説明申し上げますので、78、79ページをお開きください。79ページ、説明欄上から3つ目の白丸、議会活動費ですけれども、議会の運営に関する諸経費です。主な内容としては、議長の交際費、議会だより等の印刷費、会議録等の作成委託料、また議員の皆さんがお使いのタブレット会議システムの使用料等を計上したものです。議会費につきましては、以上でございます。

○総務人事課長 続きまして、予算書82、83ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費になりますが、右側説明欄の一番上の特別職給与費につきましては、特別職2人の給料、手当、共済組合負担金となっております。

次の職員給与費につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職員89人分の給料、手当となっております。

続きまして、次の人事事務諸経費1億5,092万円余につきましては、総務人事課、企画課などの会計年度任用職員の経費のほか、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、人事給与システムの改修が必要となることから、その改修委託料を計上しているほか、人事給与システム使用料などが主なものとなります。

続きまして、法制執務費782万円余につきましては、法令に則した行政運営を行うための経費であり、情報公開・個人情報保護審査会、行政不服審査会の委員報酬のほか、条例規則等に関する例規システムの保守管理に係る委託料が主なものです。

続きまして、84、85ページ、一番上の文書事務費4,523万円余につきましては、庁内文書発送に係る郵便料や公文書の電子化に伴う文書管理システムの使用料が主なものとなっております。下から4つ目の歴史的公文書燻蒸業務委託料53万9,000円につきましては、総合文化センター3階の旧図書館に、各支所で保管されている文書を搬入し作業を行っておりますが、この資料を病害虫から保護するために定期的に行う作業となりまして、今回初めて計上するものです。

次の平和祈念事業89万円につきましては、市民の平和意識の向上を図るための経費であり、市内中学生の広島平和教育研修、平和祈念の集い等、平和祈念事業に係る費用が主なものとなっております。私からは以上になります。

○公共施設マネジメント課長 次の白丸、庁舎施設管理費 7,100 万円余につきましては、本庁舎の維持管理経費になっておりまして、電力使用料などの光熱水費や本庁舎の清掃業務や電話交換業務などの委託料が主なものとなっています。

86、87 ページ、説明欄の白丸、車両管理諸経費 1,750 万円余につきましては、庁用車両の運用及び維持管理に係る経費となっております、公共施設マネジメント課で管理する公用車やマイクロバスなど 19 台の車修繕料や借上料、あるいは大型バスの運行委託料などが主なものとなっております。私からは以上です。

○財政課長 88、89 ページ、説明欄 1 つ目の白丸、契約事務諸経費 2,673 万 9,000 円につきましては、委託業務や工事等に関する入札契約事務に関する経費であります。令和 6 年度につきましては、入札事務のデジタル化を推進するため、長野県が中核となりまして、県内市町村が共同利用する電子入札システム及び入札参加審査システムの導入に参加するための経費を計上しております。下から 6 つ目の黒ボツにつきましては現行システムの改修委託料、下から 5 つ目の黒ボツにつきましては、システム開発事業者への業務に係る委託料になります。一番下の黒ボツにつきましては、長野県へ支払う入札契約関連システム共同化利用負担金となっております。なお、財源につきましては、補助率 2 分の 1 で国のデジタル実装タイプ交付金を充てております。私からは以上です。

○監査委員事務局長 続きまして、同じく予算書 88、89 ページ、上から 2 つ目の白丸、固定資産評価審査委員会費 51 万 3,000 円です。固定資産課税台帳に登録された価格への不服を審査決定するために設置されている固定資産評価審査委員会の運営に係る経費ですが、このうち主なものは、委員報酬及び会議や研修会の出席に要する経費です。私からは以上です。

○秘書広報課長 それでは、予算書 90、91 ページ、2 目秘書広報費、説明欄、最初の白丸、秘書事務諸経費 617 万円余ですが、市長の対外的な活動の交際上必要な経費、また 11 月 3 日実施の市長表彰式などの記念品代等です。

次の白丸、都市交流事業 26 万円余ですが、主なものとしまして、最後の黒ボツ、姉妹都市交流補助金になります。団体等が姉妹都市と行いました親善交流事業の経費に対します補助金です。

次の白丸、広報公聴活動事業 3,386 万円余ですが、令和 6 年度からは新たな広報公聴戦略に基づきまして、効果的な地域の魅力の発信や様々な意見等の可視化に取り組んでまいります。主なものとしましては、毎月 1 回発行しております広報塩尻 2 万 2,200 部の印刷製本費、仕分作業委託料、また、テレビ松本やホームページなど、各種情報発信に係る委託料、使用料等です。私からは以上です。

○会計課長 続きまして 92、93 ページ、3 目会計管理費の白丸、会計事務諸経費 3,429 万円余のうち、上から 4 つ目の黒ボツ、口座振替等手数料は、市税等の納入に関し、口座振替や納付書の取扱い件数に応じて金融機関へ支払う手数料及び公金の相手方への振り込みに係る手数料のうち、一般会計で負担する分を計上しています。その 3 つ下の黒ボツ、財務会計システム使用料は、会計課負担分の財務会計システムに係る使用料です。私からは以上です。

○財政課長 次の 4 目財政管理費につきましては、財政事務に関する事務的な経費となります。私からは以上です。

○公共施設マネジメント課長 予算書 94、95 ページ、5 目財産管理費、説明欄の 1 つ目の白丸、財産管理事務諸経費 6,685 万円余につきましては、土地や建物など、市有財産の管理運用に係る経費となっております、建物、公用車の災害共済会分担金や分筆登記などに係る用地測量委託料、あるいは保育園や駐車場等の土地の賃借料が主な内容となっております。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、その下の白丸、基金積立金につきましては、歳入における各基金の利子をそれぞれ基金に積み立てるものとなります。私からは以上です。

○**企画課長** 96、97 ページ、6 目企画費、説明欄上から 2 つ目の白丸、行政評価・改革推進事業 185 万円余のうち、一番下の黒ボツ、幸福度等分析支援業務委託料 100 万円につきましては、第六次総合計画の最上位指標として掲げました市民幸福度の向上を目指しまして、今回新たに幸福度指標というものを設定させていただきました。市民意識調査での回答結果を基に戦略分野、その下のレベルの施策分野で設定をいたしました幸福度指標の関連性を分析しまして、市民幸福度の向上に寄与する分野の重点化を図るなど、市民幸福度の本市独自の制度を構築していくものです。

一番下の白丸、ブランドマネジメント事業 161 万円余につきましては、第六次総合計画に位置づけました地域ブランドの強化を図るものでして、一番下の黒ボツ、研究実証事業負担金 150 万円につきましては、第六次総合計画の長期戦略に位置づけました地域ブランド化に基づきまして、ブランド施策、ブランド指標を新たに設け、本市の強みの強化を図ってまいっているものです。第六次総合計画に位置づけたブランド指標の達成に向けまして、ブランド施策の認知の向上、それに基づきます市民の行動につなげていくアクションについて研究を進めていくものでありまして、令和 4 年度から信州大学との共同研究で進めてまいりました地域ブランドを令和 6 年度も継続実施していくものです。私からは以上です。

○**秘書広報課長** 続きまして、98、99 ページ、最初の白丸、ふるさと寄附金事業 9,320 万円ですが、ここ数年の寄附額の推移から、令和 4 年度から歳入につきましては、当初予算では一旦 2 億円と想定させていただいております。それに伴いまして、歳出につきましては、ふるさと寄附の返礼品購入費用としての寄附謝礼品、返礼品発送作業等のふるさと寄附業務委託料、ふるさと寄附のポータルサイト特設案内使用料につきましては 9,320 万円ということで、昨年度と同額となっております。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 次の白丸、人権推進啓発事業 74 万円につきましては、人権意識の啓発を図るため、審議会の開催、人権擁護委員の活動支援、犯罪被害者等の支援などの事業を実施するものです。

その下の白丸、男女共同参画事業 78 万円につきましては、学習会、啓発事業、研修会などを通じ、事業の推進を図るものです。

ただいま説明させていただきました 2 事業につきましては、これまで教育費において行ってまいりましたが、市の施策として推進するため、総務費に組み替えたものです。なお、人権教育等は、これまで行ってまいりましたとおり、教育費で実施してまいります。私からは以上です。

○**デジタル戦略課長** 引き続き 98、99 ページ、7 目情報開発費、1 つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業 1,213 万円余につきましては、住民情報を管理するシステムなどに必要な費用のうち、デジタル戦略課の負担分です。負担金は業務を行う担当課に割り振っています。主なものとしましては、3 つ目の黒ボツ、システム改修委託料 89 万円余につきましては、住民情報等のシステム改修費で、塩尻市が独自に持っている外字を標準基盤文字に同定する作業費です。次の黒ボツ、回線構築委託料 165 万円につきましては、国が進めるシステム標準化に伴う回線構築に係る委託料です。なお、財源につきましては、地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援補助金で、補助率は 10 分の 10 です。また、下から 2 つ目の黒ボツ、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金 697 万円余につきましては、全国の住所情報を取り扱うシステムで、そのうち国が構築する新システムに係る費用 387 万円余につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、補助率は 10 分の 10

です。

100、101 ページ、一番下の白丸、庁内D X推進事業 2,264 万円余につきましては、予算説明資料の 5 ページも併せて御覧ください。本事業は、D X戦略にて定めた行政機能の高度化と効率化を図るため、R P Aなどの I C Tツールの活用における業務改革の推進とデジタル化に対応した職場環境やW e b 会議の環境の運営を図るものです。

102、103 ページ、一番上の白丸、行政D X推進事業 1,533 万円余につきましては、予算説明資料の 5 ページも併せて御覧ください。本事業は、D Xの推進におけるサービスの運営に係る費用です。1 つ目の黒ボツ、システム保守委託料 492 万円余につきましては、キャッシュレス決済の運用に係るものです。3 つ目の黒ボツ、P R Aシナリオ作成業務委託料及び 5 つ目の黒ボツ、窓口業務支援システムR P Aライセンス使用料並びに 6 つ目の黒ボツ、窓口業務支援システムR P A端末購入費につきましては、書かない窓口の他部署への拡大に資するものです。また、一番下の黒ボツ、共同利用負担金につきましては、既に運用している県市町村共同のながの電子サービスの機能拡大を含めた運用負担金です。私からは以上となります。

○委員長 2 款総務費のここまでの範囲で質疑を行います。委員から質疑があれば。

○中村努委員 103 ページのデジタル活用支援委託料、キャッシュレス化ということですが、具体的にどういったサービスがキャッシュレスになるのか例示してください。

○デジタル戦略課長 既に市民課の窓口やえんぱーくの窓口などの手数料に関する部分の費用、それから保育園などで有料化されているものの費用についてはキャッシュレス化されております。令和 6 年度につきましては、奈良井にあります中村邸にキャッシュレスの機器を導入することになっております。

○中村努委員 確認なのですが、えんぱーくの使用料はまだキャッシュレスにはならないですか。

○デジタル戦略課長 えんぱーくは既に今年度からやっております。

○中村努委員 貸し館の申込み手続というのは今までどおりですか。

○デジタル戦略課長 貸し館の申込み手続は従来どおりになっております。

○中村努委員 いろいろデジタル化になっている中で、貸し館の本申込みがいまだに手書きで、手書きの領収書でやり取りしているというのがあるものですから、その辺、公共施設予約から本予約にできるようなシステムにならないのかなという感想を持っていたものですから、それはまだということでもいいわけですか。

○デジタル戦略課長 私の所管の範囲ではありませんので、明確にお答えできません。

○委員長 今のはどうしますか。

○中村努委員 分かる人がいたら。

○社会教育スポーツ課長 現在の予約システムは 3 年前に導入したのですが、キャッシュレス化の対応が実施できるシステムとなっておりませんので、今後の課題として取組をさせていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 89 ページの黒ボツ、入札契約関連システム共同利用化委託料は、いつからの運用を目指していて、電子入札というのは具体的にどういうふうに行われるのか教えていただきたい。

○財政課長 今回につきましては、令和 6 年 10 月以降の運用を想定しておりまして、電子入札システムと入札参加資格申請及び審査システムの導入を想定しております。電子入札につきましては、現状ですと、その都度こちらに、事業者にお越しいただきまして、紙で入札を行っていただいておりますが、こちらを導入後は、自社に

いながら、こちらのシステムと連携して入札をします。開札につきましても、こちらから電子で通知をするといったシステムになります。入札の参加資格申請につきましても、同じく電子での申請。現状、紙と電子を並行しているのですが、電子に統一するといった予定です。

○平間正治委員 入札は集まっていたいて、そこで札を入れていただくということは、もうそこで行われていますから、厳正に行われているかどうかということをはっきりします。電子入札は各会社のほうでやられるということで、会社でやると厳正ではなくなってしまうということを言うのでなくて、誰がいても分からないのですよね。該当する会社の人間のほかにどなたがいても分からないのですよね。そういうところの厳格性ということはどうやって保つのですか。

○財政課長 そちらにつきましては、ＩＣカードを各事業者に持っていただくようになりまして、現状、県でもこのシステムを使って入札をしているものですから、そのＩＣカードを持ってシステムに登録をして、そこでいわゆる本人確認を経た上で入札執行をする仕組みです。

○平間正治委員 相互に画面に映っているとか、そういった相手方の状況とかも画面を通じて確認できれば、そういうこともあり得るのかと思うのですけれど、ＩＣカードだけだと、向こうの状況が見えなければ、それを誰が使っても分からないのですよね。

○財政課長 委員が御心配なのは、なり代わってということが心配という想定ですか。

○平間正治委員 それも含めて。

○財政課長 こちらにつきましては、現在、マイナンバーカードでもそうですが、一旦そこで個人認証を済ませているという旨で執行はしていきますので、何かウェブカメラでお互いを確認し合いながらというところまでは補完はしておりません。

○平間正治委員 心配は全くないのですか。心配は残るのですが。

○財政課長 こちらといたしましては、ＩＣカード、長野県が平成 22 年からこの仕組みを導入しておりますので、そちらにつきましては、セキュリティーは保たれている、入札の適正性は保たれているという旨で導入いたします。

○平間正治委員 県もそういう形でやられているということですから、多分問題ないかと思うのですけれども、我々素人が一般的に考えると、そういう余地も生じないことはないように思えるところがあるので、ぜひ厳正にしていっていただくようお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 99 ページの男女共同参画のことですけれども、組織の編成が行われるに当たって、今後、事務局はどこになるのか教えていただきたいと思います。

○社会教育スポーツ課長 令和 5 年度まで社会教育スポーツ課共生推進係で実施しておりましたが、男女共同参画事業と人権推進啓発事業につきましては、企画課内に新年度設置されます人権共生推進担当で所管いたします。

○小松勝子委員 ありがとうございます。ワーキンググループとして活動させていただいているのですが、その担当はどの部署になるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 企画課となります。

○小松勝子委員 女性相談窓口はどちらになるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 教育費に女性相談事業という事業を新設いたしまして、社会教育スポーツ課の中で女

性相談を引き続き実施してまいります。

○小松勝子委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今の件で確認させていただきたいのですが、今まで社会教育スポーツ課でやっていたこの事業を企画課に移した意図はどこにあるのかを聞かせてください。

○企画課長 ありがとうございます。組織再編の御説明の中でも若干説明をさせていただきました。今回、市長部局であるべきところ、教育委員会事務局、先ほど説明ありましたが、人権教育という部分は教育委員会、それぞれがそもそもどこで所管すべきかということ判断させていただきました。私たち企画課のほうでは、人権共生担当ということで担当を置かせていただきながら、市長部局、非常に大きな課題を抱えている事業でありますので、横断的な横串を刺しながらという視点を持ちながら進めてまいりたいということで判断をさせていただいております。

○中村努委員 市民の皆さんの市民活動だとか、あるいは相談ごとで来られたときに窓口対応をされる方がいると思うのですが、その方は今後どこにデスクを置かれるのか教えてください。

○企画課長 教育委員会部門もそうですけれども、先ほど説明をさせていただきました女性相談については引き続き教育委員会事務局でありますので、総合文化センターを拠点として相談に乗らせていただきます。また、そのほかでも、人権なんでも相談といったものが月1回3時間程度、定期的に総合文化センターを相談拠点として行っておりますが、その辺については企画課のほうで、手続等については進めてまいりますけれども、やはり市民の皆様が相談に来やすい場ということで、引き続き総合文化センターを相談拠点として継続してまいりたいと。市民の皆様が本庁に限らず、市役所の庁舎に来やすい場所、そこで相談体制を構築してまいりたいと考えております。

○中村努委員 分かりました。実際の想定で、市民の皆様がどういう動線で来られるのかということを知りたいのですが、いわゆる女性相談ということで総合文化センターのほうで、その担当の方が受けると。その内容が犯罪被害者だった場合、それは企画課のほうへ来るわけですね。この予算構成から見ると。そういう実際の動きというのは、どういう具合になるのですか。

○社会教育スポーツ課長 相談につきましては、受けた案件によりまして、受けた者が必ず適正な支援窓口につなぐという体制を取ってまいりますので、これまでと何ら変わりなくつないでまいります。また、人権推進啓発事業の中にあります犯罪被害者等の支援の総合窓口につきましては、市民課のくらしの相談係に設置をさせていただくものです。

○中村努委員 女性の関係は分かりました。もう1点、今まで手話言語条例の所管が共生係だったのですが、これはどっちに行きますか。

○社会教育スポーツ課長 所管は福祉課であると承知をしております。

○企画課長 議会の皆さんから手話言語条例の制定いただきまして、その後、担当課がどこになるかということいろいろな場面でお聞きいただきました。その後、協議を進める中で、担当課は福祉課ということで、手話言語に関する方針等も福祉課のほうで全て取りまとめてきた経過があります。当初、どこになるかということは、庁内でも議論して不透明な部分がありましたけれども、最終的に確定したのは、当初から福祉課ということで進めてきております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 85 ページ、平和祈念事業の中の下の2つなのでですけど、一番下でお聞きします。満蒙開拓平和記念館協力金5万円とありますけれども、改めてになるかもしれませんが、いつからあったのか。それと、内容について説明願います。

○総務人事課長 満蒙開拓平和記念館協力金5万円と日本非核宣言自治体協議会分担金につきましては、今年度からの協力金、分担金となっております。日本非核宣言自治体協議会分担金につきましては、長崎市でやっております、趣旨といたしましては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げる努力をするという趣旨の下に、それに賛同いたしまして、私どもも今回新たに加入するということです。令和3年3月末現在で340を超える団体が加入しているということで、長野県内では2市10町村が現在加入しております、今回そこに塩尻市も新たに加入させていただくものです。

満蒙開拓平和記念館協力金につきましても、阿智村のほうにありまして、令和6年度から加入するものです。両方ともそうです。申し訳ありません。令和5年の時点で19市中10市が加入しておりまして、令和6年度、本市を含めまして14市が新たに加入させていただくということです。日中の平和に関する事業を行っておりまして、そちらに賛同いたしまして加入するものです。

○平間正治委員 まず1点、額の多寡は別にして、これは新規事業ですよ。そしたら、予算説明の段階では、新規事業というのは説明すべき。今説明しているのですから。それとか、額的に大きく増えたものとか減ったもの、これは当初予算説明の大原則なので、ぜひそのように、手間のかからないようにお願いしたい。それはそれでいいです。

それと、いずれもいけないというものではないと思うのです。ただ、それは誰が判断したかというと、行政が独断で判断して、塩尻市はほかの市町村もやっているからやりますということです。最近、いろいろなこういう問題も、それぞれの行政というか首長の考え方によって賛否あるものがありますよね。よく慎重に考えるべきだと、私は思います。

それと、一時、大分前だと思いますけれども、全国的あるいは県内の何とか協議会の会費とか負担金とか分担金とか、そういうものについては整理をしましょうということで、相当整理したときがあるのです。ですから、見ても、大分そういうものはなくなっているのですが、ここに急に出てきて説明もないというと、誰がどういうふうにしたのか、そこがよく分からないのです。そういうことをきちんと説明する必要があると思います。お考えがあったら。

○総務人事課長 説明もせずに通してしまいまして、大変申し訳ありませんでした。満蒙開拓平和記念館協力金につきましては、令和5年度の状況でいきますと10市ということで、多くの自治体も加入してきているという中で、令和6年度に入りますと14市ということで大分増えてくるということです。確かに趣旨といたしましては、戦争の悲惨さとか命の尊さ、平和の尊さを学び、次世代に語り継ぐとともに国内外に向けた平和発信拠点とするということで、私どもも平和祈念事業に大いに関係する部分であるのかなというところで新たに加えさせていただきました。今後、このようなことがないように気をつけたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○平間正治委員 内容については、もちろん十分に検討していただいた結果だと思いますから、それについて否定をするわけではないのですけれど、やはり市民の皆さんも理解していないとまずいことだと思うし、市民の皆

さん全員に説明というのはなかなかしにくいと思いますので、その一つとしては、議員に対しては最低限くらい説明をする。特別な機会を設けるのでなくても、予算の説明会をやっているので、こういう折りにきちんと説明したほうがいいと思います。

○委員長 答弁はいいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 103 ページお願いします。行政DXに関してですが、RPAが数年前から導入されて、非常に注目しているところなのですけれど、業務がこれから拡大していくとか、今後、職員の働き方にも関わるので、実際、どのようなことを予定されているのかを簡単に説明していただきたいです。

○デジタル戦略課長 RPAの導入につきましては、ここ何年かかけてやってきていることになっておりますけれども、各担当課で困っている部分につきまして、我々の部署でヒアリングをしに行きまして、業務の流れとか、そういうところを全部把握する中で、RPAを導入することによって業務効率や残業が減るといった効果が見込めるものにつきまして導入をしているという形を取っております。従来からそういう形の中で利用させていただいておりまして、実際に減らしている実績もありますので、その分を含めて、今後も要望があるものについて対応をしていきたいと考えております。

○小澤彰一委員 関連して伺いたいのは、今後、業務が拡大していくことによって、予算の数字は当然上がっていくかと思うのです。職員の働き方についてはどのように変遷していくか、その辺の見通しを教えてください。

○デジタル戦略課長 RPAの端末等の費用につきましては、現状でできる範囲であれば、業務が増えていっても費用は上がらないものになります。ただ、処理ができなくなってくると、端末を増やすみたいなのが必要になりますので、その際はまたお諮りさせていただいて、端末の増設などが必要になるかと思います。

現状、職員が困っている部分の働き方ということになっておりますので、従来の働き方について、RPAだけで変わっていくものではありませんが、我々がやらせていただいている業務の見直しという部分が一番重要になっておりますので、RPAをやる前には、必ず業務見直しをさせていただいておりますので、その部分で働き方が変わってくることはあるかと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ここまでの範囲でよろしいでしょうか。

そうしましたら、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。2時20分再開をお願いいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時19分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

2款1項7目まで終わっておりますので、2款1項8目地域づくり振興費から2款6項1目監査委員費、2款総務費の最終までの説明を求めます。

○地域づくり課長 それでは、予算書102、103ページ、8目地域づくり振興費1億3,367万円余をお願いいたします。この科目に関連する予算説明資料は12ページです。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費471万円余につきましては、地域づくり係及び長野県民交通災害共済の事務に係る費用で、一番下の黒ボツ、長野県民交通災害共済掛金負担金ですが、新年度から、出生から中学生までのお子さんの会費を一括して公費負担することに伴い、その会費分を計上するものです。なお、県内の加入市15市のうち、既に同様の公費負担を実施している市が

6 市、一部公費負担の市を合わせますと 11 市が既に公費負担を実施している状況です。

次の白丸、行政連絡諸経費 4,635 万円余につきましては、市内 66 区の区長の皆様の行政連絡活動等に係る経費で、6 つ目の黒ボツ、行政連絡委託料 4,544 万円余が主なものです。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業 2,193 万円余につきましては、ふれあいのまちづくり事業補助金、公民館分館等改修事業補助金、防犯カメラ設置補助金をそれぞれ要望のあった区等に交付するものです。なお、公民館分館等改修事業補助金については、これまで公民館分館改修は社会教育費で計上されていましたが、新年度からは集会所改修等と併せまして、この事業に一括して計上するものです。

104、105 ページ、最初の白丸、防犯灯管理事業 2,205 万円余、最初の黒ボツ、防犯灯設置改修補助金 1,056 万円については、指定防犯灯、一般防犯灯の LED 改修等に係る補助金で、次の黒ボツの LED 防犯灯電気料補助金 1,149 万円については、LED 防犯灯の電気料の補助金です。こちらの財源につきましては、信州 F・POWER プロジェクト用地貸付料を充てております。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業 827 万円余につきましては、一番下の黒ボツ、地域活性化プラットフォーム事業補助金 800 万円が主なもので、地域課題を解決するために地区が主体的に取り組む事業に対して補助金を交付するもので、令和 6 年度は 4 地区に対して交付いたします。

次の白丸、こちらは新規事業となりますが、地域資源発掘・活用事業 217 万円余につきましては、一番下の黒ボツ、ランドデザイン策定委託料 210 万円が主なもので、市内エリアごとに地域の魅力を定義するとともに、地域資源を発掘・活用し、地域の魅力を磨き上げるためのランドデザインを策定するものです。

最後の白丸、移住定住促進事業 2,815 万円余につきましては、新年度より、地域づくり課に移住定住係が新設されることに伴い、これまで秘書広報課、産業政策課で行っていた業務の一部を地域づくり課に移管し、地域づくり振興費内に計上するものです。

最初の黒ボツ、会計年度任用職員報酬 199 万円と、10 番目の黒ボツ、地域おこし協力隊員活動補助金 200 万円は、地域おこし協力隊 1 名分の報酬とその活動に係る補助金です。上から 7 番目の黒ボツ、相談業務委託料 867 万円は、移住支援を積極的に推進するため、移住相談者のフォローアップなどをワンストップで行うための移住相談窓口の業務委託料となっております。その下の黒ボツ、シティプロモーション映像作成業務委託料 50 万円は、本市での日常の暮らしがイメージできるような、外部に訴求するための動画を作成するもので、移住定住者を呼び込む施策において活用するほか、市内の企業が首都圏などにおいて人材獲得する際に活用いただくものです。下から 6 番目の黒ボツ、結婚新生活支援事業補助金 840 万円は、結婚に伴う新生活への経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して支援を行うもので、対象は、令和 6 年 4 月 1 日以降に婚姻届が受理された、直近の合計年間所得が 500 万円未満である、婚姻日において 39 歳以下の新婚夫婦となります。なお、財源につきましては、国からの地域少子化対策重点推進交付金で、補助率は 3 分の 2 です。

下から 5 番目の黒ボツ、奨学金返還支援事業補助金 279 万円は、本市に定住し、市内等の事業に就職する者に対し、奨学金返還の一部を助成する制度でありまして、市長総括説明においても申し上げましたとおり、令和 6 年度より、就職先企業の地域要件、現在は松本圏域となっておりますが、それを撤廃し、就業者にとって、より利用しやすい事業へと見直すとともに、さらなる移住定住の促進に努めてまいります。

106、107 ページ、9 目支所費です。令和 6 年度は、支所費全体で 6,422 万円余です。説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から、118、119 ページの高出支所管理運営費まで、全て各支所と施設に係る維持管理または支所業務

の運営に要する経費等として、令和6年度につきましては、高出地区に支所が設置されることに伴い、これまで公民館費の中で計上していた施設の維持管理等に要する経費を支所費に移管するものです。私からは以上です。

○市民課長 118、119 ページ、10 目生活支援対策費の説明欄、白丸、消費・生活支援対策事業は、相談員の報酬や法律、特設合同相談に係る弁護士等への謝礼などとなります。なお、黒ボツの6 番目、普通旅費に含みます相談員の研修費用は補助率で2 分の1、また、8 番目の黒ボツの消耗品費 69 万 7,000 円のうちに含まれる特殊詐欺電話被害防止対策機器の購入費用 49 万 7,000 円分は、40 台分ですが、補助率 10 分の 10 で、地方消費者行政活性化事業補助金の対象となっております。

2 つ目の白丸、外国籍市民支援事業です。相談員の人件費のほか、市内のボランティア団体へ委託している日本語講座委託料や多言語翻訳に対応したタブレット端末のアプリケーション使用料などとなります。なお、財源につきまして、相談員の人件費、翻訳タブレットの使用料及び通信費については補助率 2 分の 1 で、国の外国人受入環境整備交付金の対象となっております。私からは以上です。

○総務人事課長 続きまして、120、121 ページの 11 目職員厚生費をお願いいたします。職員健康管理・福利厚生費 1,544 万円余につきましては、職員の労働安全衛生及び健康保持増進のための各種健診に係るもののほか、産業医への報酬、メンタルヘルスカウンセリング、ストレスチェックに伴う委託料等になっております。

続きまして、12 目職員研修費につきましては、予算案説明資料の 1 ページ中段の人材育成事業も併せて御覧いただきたいと思います。人材育成事業 2,234 万円余ですけれども、人材育成活用基本方針に基づき、より生産性の高い組織の構築を目指し、システムの有効活用により、人事DXに引き続き取り組んでまいります。また、DX人材の育成を推進するとともに、リスクリング研修、リーダーシップ研修など、人材育成の強化を図るほか、引き続き、採用DXを推進するとともに、採用試験の実施時期の見直しや採用プロモーションの強化により、多様な人材の獲得を図ってまいります。2 つ目の特別旅費につきましては、今年度実施いたしました、岐阜市、安曇野市との相互派遣は終了いたしますけれども、来年度、新たに経済産業省に本市職員を派遣研修として派遣するほか、総務省信越総合通信局と職員の相互派遣を予定していることなどによりまして、特別旅費が増額となっております。その他、新たにリーダーシップ研修実施のための研修委託料が、SPI 試験拡充のため、職員採用試験事務委託料など、増額となっております。私からの説明は以上となります。

○危機管理課長 続きまして、13 目防災防犯費、説明資料は 2 ページになります。説明欄の白丸、防災防犯諸経費につきましては、地域防災力の強化と市民の防災意識、防犯意識の向上を図ることを目的としております。災害に備えた備蓄品の購入や自主防災組織の資機材に対する購入補助等を行うものです。説明欄 4 つ目の黒ボツ、消耗品費につきましては、防災備蓄倉庫に備蓄している食料・水等で消費期限を迎えるものの入替えの購入分及び、来年度、旧檜川支所跡地に建設する防災備蓄倉庫に入れる備蓄品の購入費になります。

122、123 ページ、最初の白丸、防災施設・設備等整備事業につきましては、気象観測機器や防災行政無線等の管理保守点検等を実施するため、また、災害に備えた防災・減災体制の維持を図るという目的のものです。上から 6 つ目の黒ボツ、地域防災施設建設工事監理委託料、そして、下から 4 つ目の黒ボツ、地域防災施設建設工事につきましては、檜川支所及び旧図書館檜川分館跡地に建設をいたします防災施設に係る工事監理委託料と工事費になります。

これにつきましては、檜川地域大規模災害時には孤立も懸念されますので、平常時は備蓄品の倉庫、災害時には支援物資の集積拠点としても機能する防災備蓄倉庫と、あと、市民の皆様の避難場所としても使える防災広場

を整備する、そして地域の防災体制を強化するという目的です。なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債を活用してまいります。

続きまして、下から 9 つ目の黒ボツ、移動系防災行政無線移設業務委託料につきましては、公用車のところに移動系の防災行政無線を設置しておりますけれども、車両の入替えに伴いまして移設が必要になりますので、こちらの委託料になります。次に、下から 5 つ目の黒ボツ、防災行政無線設備工事ににつきましては、災害時に固定電話、携帯電話等の通信手段に制限がかかり、つながりにくい、またはつながらないような場合に備えて整備している移動系防災行政無線。こちらは、檜川地区で通信状態が不安定ということで、こちらの安定した通信環境を確保することを目的として、吉田支所に無線の中継局を設置するものです。なお、こちらも、財源は緊急防災・減災事業債を活用してまいります。

次に、その 2 つ下の黒ボツ、全国瞬時警報システム自動起動機更新工事ににつきましては、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、緊急情報を伝える J アラートから発表される緊急地震速報に、高層ビルの高層階を大きく揺らす長周期地震動に関する緊急地震速報が新たに追加されたことから、これに対応するための機器を更新する工事になります。なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債を活用してまいります。私からは以上です。

○市民交流センター長 14 目市民交流センター費、説明欄 2 つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費は、市民交流センターの施設維持管理を行うための経費です。下から 2 番目の消耗品費、次ページにかけまして、施設管理委託料、駐車場整理業務委託料、施設管理分担金ほか、経常経費につきましては、補正予算で説明いたしました大規模設備改修工事に伴う休館期間中の不用分を見込みまして、前年度と比較して減額をそれぞれしております。

8 番目の黒ボツ、設計委託料 1,325 万 5,000 円につきましては、新規に市民交流センターの長期修繕計画の見直し業務、管理業務仕様書の見直し業務を委託するものです。長期修繕計画の見直しにつきましては、開館後 14 年を経過しましたところで、建物及び設備の現状を改めて把握をし、今回の大規模設備改修工事を含めた、これまでの工事の履歴を踏まえまして、施設設備を適切に維持管理し、長寿命化を図るために計画の見直しを行うものです。管理業務仕様書の見直し業務につきましては、市民交流センター施設全体の維持管理を行っていくために、現在、設備点検、警備、清掃、建築物定期検査を内容として委託している総合管理業務委託に、工事発注と長期修繕計画の進捗管理、見直し業務を追加する方針で仕様書の見直しを行うものです。

一番下の黒ボツ、代替施設管理負担金につきましては、長期休館中の代替施設といたしましてウイングロードビルの core 塩尻を、現在休館日であります土日祝日、8 月から 12 月の間、臨時開館するよう協議を進めまして、それに要する人件費、光熱水費など、必要な経費を負担金として計上するものです。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業は、各重点分野での交流を促進するためのイベント実施に係る経費ですけれども、これにつきましても長期休館に伴う対応につきまして、時期をずらして開催できる事業と開催回数を減らす事業を区分いたしまして、委託先や講師と調整をいたしまして、それぞれ予算計上をしております。

次の白丸、協働のまちづくり推進事業は、市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための事業に関する経費です。一番下の黒ボツ、まちづくりチャレンジ事業補助金につきましては、今年度までの実績を踏まえまして、交付団体数の増加を見込み、30 万円の増額としております。私からは以上です。

○公平委員会事務局長 続きまして、同じく予算書 126、127 ページ、2 款 1 項 15 目公平委員会費、公平委員会運営事務諸経費 67 万 2,000 円です。職員の勤務条件に関する措置要求への審査判定等及び職員への不利益処分に

関する審査請求に係る決定等を行うために設置された公平委員会の運営に係る経費でありまして、主には委員報酬及び会議や研修会の出席に要する費用です。私からは以上です。

○税務課長 128、129 ページ、2 項徴税費 2 目賦課徴収費のうち上から 2 つ目の白丸、賦課事務諸経費について御説明いたします。下から 12 個目の黒ボツ、定額減税制度改正個人住民税システム改修委託料 236 万 3,000 円につきましては、昨年 12 月に閣議決定されました納税者本人とその扶養家族を対象に 1 人当たり 1 万円の市県民税の定額減税を実施するための基幹系システムのプログラム改修費です。なお、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、補助率は 10 分の 10 です。私からは以上です。

○債権管理課長 続きまして、私からは 130、131 ページ、2 つ目の白丸、徴収事務諸経費について御説明いたします。こちらの経費は、適正な債権管理による公平納税の推進と自主財源の確保のため、市税等の収納管理と滞納整理のための経費を計上したもので、納期内納税の推進と滞納処分強化に努め、滞納額の縮減と収納率の向上を図るための事務諸経費です。

主な内容としましては、下から 7 つ目、軽自動車 OSS・JNKS 対応システム改修委託料につきまして、令和 5 年 1 月から導入された軽自動車の登録事務がパソコンからインターネットで手続きできる OSS と、軽自動車税の納付状況を軽自動車協会がオンラインで確認できる JNKS というシステムについて、対象とする範囲を小型二輪に拡大するためのシステム改修委託料です。

下から 2 つ目の地方税滞納整理機構負担金は、地方税の大口困難案件の滞納処分を専門的に行う長野県地方税滞納整理機構に、30 件分の徴収を移管する負担金です。内訳としましては、基本負担金、徴収実績割、処理件数割の 3 つで構成されていて、基本負担金が 5 万円、徴収実績割が令和 4 年度の徴収実績の 10% として 244 万 6,200 円、処理件数割が 10 万円掛ける 30 件で 300 万円、合計 549 万 6,200 円となります。この合計額を、令和 4 年度徴収実績により、国民健康保険事業特別会計と収納実績で案分し、一般会計の負担額が 330 万 1,000 円となっております。

一番下の共同収納手数料負担金につきましては、令和 5 年 4 月から地方税共通納税システムの対象税目が拡大されたことに伴い、地方税統一 QR コードが印刷された納付書により金融機関や決済アプリで納付された市税の収納手数料を地方税共同機構に支払うための負担金です。私からは以上です。

○市民課長 132、133 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費ですが、予算説明資料 8 ページと併せて御覧いただきたいと思います。説明欄 2 つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費は、各システムの保守や制度改正に併せて行う委託料、使用料が、主なものとなっております。特に令和 6 年度につきましては、真ん中より少し下のところの黒ボツ、窓口業務支援システム保守委託料 217 万 1,000 円ですが、本年 1 月から開始をいたしました書かない窓口のシステムの保守委託料となります。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 続きまして、予算書の 134、135 ページ、4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費、2 つ目の白丸、委員会運営等事務費は、選挙の執行、選挙人名簿の調整等を行う選挙管理委員会の運営に係る通常経費でありまして、主には、毎月定例の選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会開催の委員報酬です。私からは以上です。

○監査委員事務局長 続きまして、予算書 138、139 ページ、2 款 6 項 1 目監査委員費、監査事務諸経費 643 万 3,000 円です。地方自治法に定められている地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査等を行う職務に必要な経費でありまして、主には、委員報酬及び会議や研修会の出席に要する経費です。

私からは以上です。

○委員長 それでは、ここまでの範囲の質疑を行います。質問ありませんか。

○百瀬友彦委員 105 ページですか、地域資源発掘・活用事業のランドデザイン策定委託料 210 万円ですけれども、先ほど、エリアごとに地域の魅力とありましたが、これは全 10 地区のことでしょうか。

○地域づくり課長 こちらは、趣旨としましては、今現在、地域人口減少、少子高齢化といった社会的な難局がありますが、地域の中でも、高齢者にとっては、若干地域づくりを諦めがちな声も出ているというようなお話を聞く中で、持続可能な地域の実現を目指すための一つの手段としまして、市内のエリアごと、エリアというのは、ある地域では地区であったり、ある地域では区であったり、ある地域では複数の区を一つのエリアとして、そのエリアの中で地域の魅力を改めて再提起をしつつ、今、地域に資源として眠っているものを再度活用しようと、そうした魅力を磨き上げるためのランドデザインを、地域の中に我々が入り込むことによって、諦め感を打破しようということを狙っております。

また、こちらは移住定住系の業務として実施しますが、もちろん移住定住者に地域の魅力を知るツールとして活用したいということもありますが、当然、地域に住んできたときに地域が元気であってほしいということで、受入れ側の体制も重要だと考えております。そこに地域づくり課でやる意味があると思っているので、移住者への外部プロモーションをやりつつ、受入れ側の地域を元気にするための、行政が主役になっては本末転倒ですので、あくまでも地域の皆さんを主役として、我々は、どちらかというとヒアリングしたりとかということで、地域の皆さんの思いを発掘していくというようなことをしながら、裏方で、そういったランドデザインみたいなものをまとめ上げていくお手伝いをしたいと考えております。

エリアについては、令和 6 年度は 2 エリア想定をしております、第六次総合計画の 9 年間の間に市内全域をやりたいと考えておりますが、昨日、区長会、理事会がありまして、区長の皆さんにも御説明しましたが、当然、受入れ側の熱意とか、歓迎ムードというのも必要になってきていると思います。望まれない地域に無理して入って行って、かえって負担を増大させるというような要因になってはいけませんので、区長の皆さんたちには、その旨も御説明をさせていただいたところです。長くなりましたが、以上です。

○百瀬友彦委員 今、2 エリアとありましたが、どちらになるのでしょうか。

○地域づくり課長 正式決定は令和 6 年度に入ってからですが、1 つ、想定としては北小野地区を考えております。その理由としては、北野地区については、もう以前から、住民主体の空き家対策等に取り組んでおりまして、昨年度、そういった自分たちの地域をどうやって考えていこうということをちょうど考え始めたタイミングだとお聞きしていて、地元でも、今回のこういった市の施策は、大分歓迎ムードがあるということをお聞きしておりますので、そういった歓迎されるようなところから優先的に入ってまいりたいと考えております。

○百瀬友彦委員 ありがとうございます。2 エリアやるということですが、これから進めていく上で、各地区に対しても説明なり説明会なり実施していく必要があると思うのですが、ランドデザインという名前だけ入っていくと、多分地域の人も身構えてしまって、また負担に感じてしまうようなこともありますので、ぜひ丁寧な説明をしていただきたいと思います。よい取組だと思いますので、積極的にやりたいという地域もあると思いますので、令和 6 年度にやる地区を今後のモデルケースにして、この間お示しいただきました地区カルテも併用しながら取り組んでいただければと思います。

○地域づくり課長 御指摘のとおり、ランドデザインという言葉が仰々しいというお声も頂いておりますので、

地域の皆さんの説明の際には、言葉のチョイスをまた注意してまいりたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 同じ 105 ページですけど、そのすぐ下の移住定住促進事業ですが、移住定住を図るのは私も大賛成で、積極的に進めるべきだと思うのですが、株式会社しおじり街元気カンパニーとの関係を説明していただきたいと思います。

○地域づくり課長 令和 4 年度から、移住定住相談窓口のワンストップ化ということで、しおじり街元気カンパニーに、先ほども説明申し上げたましたとおり相談業務委託料ということで、令和 6 年度には 867 万円の委託料を支払っているものです。

○小澤彰一委員 相談業務は、しおじり街元気カンパニーで一元的に行って、それ以外、市で積極的に何かやるということで、新規事業みたいなことではないのですか。

○地域づくり課長 こちらの相談業務委託料につきましては新規事業ではありませんで、これまで秘書広報課で担当していた予算を地域づくり課に移管してくるものです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 103 ページの県民共済ですが、私の勘違いかもしれないけれども、小中学生分は学校単位で入っていたような気がするのですが、それも変わるということですか。

○地域づくり課長 おっしゃるとおり、今まで学校や保育園で団体加入していた場合について 100 円ということでしたが、今回は出生から 15 歳まで全て、保育園や学校に所属していなくても、市が 1 人当たり 100 円で、加入事務も含めて予算計上させていただいたものです。

○中村努委員 そうすると、PTA 会費がその分安くなるとか、そういうことになるわけですか。

○地域づくり課長 学校によってはそういう可能性もあります。PTA 会費というか、学校で集金する金額が、その分下がるということは考えられます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小口直実委員 先日ですけども、一般質問の中で、防災に対する地域リーダーの育成ということで質問させていただき、答弁をいただきました。防災士になるために補助を 3 万円出すということでありましたけれども、それはどこに含まれるのでしょうか。

○委員長 資料で何ページの部分ですか。

○小口直実委員 すみません。分からないのですが、123 ページのあたりだと思います。

○危機管理課長 お答えさせていただきます。防災士の補助金につきましては、自主防災組織に出している資機材等補助金というものの中に含まれておりまして、ページでいきますと 123 ページ、上から 2 つ目の黒ポツ、資機材等補助金になります。

○委員長 よろしいですか。

○小口直実委員 何人ぐらい、対応できるのでしょうか。防災士になりたいという人がどれだけいるか分からないのですけれども、最大限、どのぐらいの対応ができるのでしょうか。

○危機管理課長 何人という設定はしていませんが、全体で 130 万円を取っております。こちらの使い道ですけども、自主防災組織として危機管理課に登録していただいている組織、1 組織について 3 年間の間に 10 万円使えますというものと、あと、防災士の資格取得に対して 3 万円出しますというのを合わせて 130 万円。ですので、

資機材につきましては、各防災組織、例えば食料の備蓄ですとか、あと救助用の道具ですとか発電機ですとか、そういったものをそろえるというものを申請していただきますし、それとはまた別に、防災士の資格取得も申請するという事で、どのくらい申請があるかということで変わってくるのと、予算の範囲内ということで、何人ということはお答えしづらいところがありますが、取りあえず本年度につきましても、ほぼ予算の範囲内で収まっておりますので、今後、取る方が増えてということであれば、予算のところでまた考えたいと思っております。

○小口直実委員 ありがとうございます。私はとてもいい制度だと思いますので、周知徹底するために工夫して宣伝していただければと思います。要望です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 105 ページの奨学金返還支援補助金で、就業規定が大幅に緩和されて、画期的だと思いますが、県内の市町村、この制度はバラバラだと思うのですが、ざっくりと、返還支援にはどういうパターンがあって、塩尻はどのくらいの位置にいるのかというのは分かりますか。

○産業政策課長 今年度まで、この奨学金返還支援事業は産業政策課で行っておりますので、私から回答させていただきますと思います。各自治体によって様々なケースがあります。塩尻市の場合は、直接奨学金を返還している個人に対して返還をするケースになっております。このケースが、県内の自治体ではほとんどになります。あと、長野県が行っているのは、働いている従業員が返している部分に対して、給料の一部といいますか、奨学金の返還を補填した場合、県から企業に対して、同じように補助金が出るという制度がありまして、こちらは大部分少ないという認識。ほとんどの自治体が、個人に対して返還をしているという形になります。

○中村努委員 就業地の縛りですけど、なくなったということは、そうは言っても県内ですね。全国では当然ないわけで。県内全域を対象にした、返還している自治体というのはありますか。

○産業政策課長 調べる中では、塩尻市以外は今のところない状況です。ほとんどが市内の企業または圏域。伊那は圏域でやっていますし、ほかの自治体については、自治体内に勤務するという条件がほとんどになっております。

○中村努委員 分かりました。ほかのところにお住まいの方から非常にうらやましいという声が多分聞こえてくると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○小澤彰一委員 123 ページのさっきの防災に関するところですけども、私、聞き漏らしたのか、聞き間違えたのかですが、下の黒丸で、長周期震動に関する、何か自動の警報システムと聞いたのですけれども、長周期震動は、塩尻市では該当する施設はあるのでしょうか。

○危機管理課長 長周期地震動につきましては、おおむね 14 階から 15 階以上の高い高層の建物が影響を受けるというように言われておりまして、市内では 14 階建て、またはそれに相当するくらいの高さの建物、3 棟はあると認識しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 129 ページの定額減税の制度ですけども、低所得者世帯の 10 万円給付というのが終わって、いよいよ住民税課税世帯まで広がるということだと思うのですが、これが実際にいつ頃、どういう形で減税になってくるのかということと、恐らく源泉徴収の方は給与から、源泉から減税されると思うのですけれども、確定申告の方は、減税のタイミングというのはいつになるのかということ。

それから、源泉徴収の年末調整のときに支払った所得税というのは減税後の額なのか、それとも一旦払ったこ

とにして、改めて減税されているという形でというようになるのか、説明をお願いします。

○**税務課長** まずは減税の実施時期ですけれども、市県民税につきましては、今、確定申告等でやっておりますけれども、それに基づきまして、5月には特別徴収、6月に普通徴収ということで通知いたしますけれども、そのタイミングで減税させていただきます。特別徴収の方ということで御質問があったと思いますが、特別徴収の方は10か月で割っていくという形になるというような報道を聞いております。

あと、国の源泉徴収の金額ですけれども、これは市役所もそうですが、給料から引いていきますので、今度の源泉徴収税額、給料から引かれる源泉徴収から引かれていきます。その引かれた金額で年末調整するということになりますので、そこら辺は、年末調整のところで払いすぎていれば還付で、足りなければ徴収というところは変わらないのですけれども、一応それは減税をした後というような形、所得税は減税した後での確定申告になるかと思います。給与ではなくて確定申告、事業の人で確定申告のみの人は、それを減税した形での確定申告に、来年になる予定かと思います。

○**中村努委員** 分かりやすく質問します。皆さん、12月に年末調整を出して、払い過ぎていた税金を戻してもらうという作業をするわけです。その元になる払った所得税というのは、減税前の話なのか、減税後の話なのか。減税後だと、減税してもらったけれど返ってくる分も少なくて、プラスマイナスゼロになってしまうと思うのだけれど、その辺分かりますか。

○**税務課長** 今のところまで踏み込んだところだと、国税のことであるため、詳細をそこまで把握していませんので、調べて分かれば、後ほど御答弁させていただきます。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** 別件で。131ページの賦課徴収費のことなのですが、小松委員の一般質問の続きになってしまうのですけれども、所有者が不明な土地とか家屋があって、固定資産税を課税できないとか、不納欠損したとか、債権放棄したという例はありますか。

○**税務課長** まず、所有者不明のところで免税点未満だったら、そもそも調査しないので、それは分からないところですが、免税点以上の場合で所有者不明の場合は、必ず調査はいたします。相続人等を探して支払っていただくような形で、代表者なり、相続を促すようなことはいたしますけれども、やはりおっしゃるとおり、もう調査を尽くしても所有者が分からないというケースは当然あります。それは個人の場合だけではなくて、法人などは、解散してしまつて清算人も誰も分からないというようなケースも当然ありますので、そういった場合は不納欠損ということで処理させていただきます。年間、ある程度の率ではそういった方は出てきますので、執行停止及び不納欠損という処理をさせていただいております。

○**中村努委員** 相続の義務化によって、対象となる土地、家屋があって、連絡がつかないような所有者、そういう人も対象になるわけだけれど、これは法務局の登記官が、職権上知り得た場合に催告を出すと。それに応じない場合に過料が発生するという理解をしているのです。ところが、法務局にはそういう調査権がなく、かえって市町村の固定資産税を管理しているところのほうが情報としてはつかめるのです。この土地が所有者不明土地であるとか、この相続人が相続をしてないとかいう情報を、税務当局は知っているのだけれども、それを法務局に伝えるということは職務上できないという理解でいいですか。

○**税務課長** このたび施行される法律の、そのところの詳細の部分について把握していませんので、そこら辺の調査依頼が来るのか来ないのか、あるいは来た場合に答えなければいけない義務が生じるかどうかについてはま

だ把握しておりませんが、今後、そのような形になったら、税務課の知り得る情報を、個人情報のプライバシーを破損、害しない範囲でお答えしていかざるを得ないとは思っております。

○中村努委員 多分なかなか難しいと思います。要は、義務違反をしている人が分かっているのに、それを誰にも言えないというような状態になるのかなというような気はしますけれども、これから公共事業等でそういう引っかかるようなところが出てきたら、しっかり制度を利用させていただいて、いろいろな事業がスムーズに進むように、これは要望とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。そうしましたら、2款6項1目の監査委員費までの質疑を終了いたします。

以上で、2款総務費までの質疑を終了ということになります。ここで、2款総務費に関する自由討論を行いたいと思います。どのようなことでも結構です。どうぞ。いかがですか。なければ、次に進みますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、総務費に関する自由討論を終了いたします。

これで、本日予定をしていた審査は全て終了したことになります。

続きは、週明けの11日、3款民生費から再開ということになりますので御承知ください。

以上で、本日の予算決算常任委員会を散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時11分 閉会

令和6年3月8日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印